

善等を含めましてその方向で努力をいたしたいと思っております。

○瓦委員 以上をもつて終わります。

○伊藤委員長 森井忠良君。

○森井委員 いま自民党の瓦委員から電電公社なり郵政省が料金値上げをしなければならぬ理由について説明をしておられるのを聞きましてけれども、私は最初のことについてお伺いをしたいと思うのですが、端的に言つて料金値上げをしなければならぬ理由、逆に言いますと赤字の主原因、このことについてまずお伺いをしたいと

○米澤説明員
お答えいたします。

電電公社の経営の場合には、それが電話並びに電報に關しまして独占企業でございますから、その経営が能率的であるかないかということが一つの大きな物差しでございます。その能率的な点に於つきましては、昭和四十年ごろはまだヨーロッパの三カ国に比べまして日本の方が能率は落ちておりましたけれども、四十六、七十年ごろになりましたヨーロッパの西独、フランス、イギリスを抜きまして日本の方が生産性が上がりまして、世界で一番能率が上がっていると言われるアメリカとほぼ対等というところまで参りました。

それから技術革新の技術のレベルはどうかということになりまして、これはやはりアメリカとほぼ対等の世界の最高水準の技術になっております。サービスも世界の最高レベルということになります。

ところで料金そのものはどうかといいますが、これはこれらの国に比べて、日本が總体的に非常に低いという状態でございまして、私たちは国民のためにできるだけ低廉な料金で電話を普及するということ而努力してまいりましたが、オイルショック以来の世界的な物価高騰並びにそれに伴うベースアップ等で経営上大きな赤字を生じてきた。概括的に申し上げますと以上のとおりでございます。

○森井委員　そういったしますと、率直に言いまし

に新しい加入者が入った場合にその相互の接続というものが行われてくる。したがって、ガス、水道というように根元から引く張っていくというん

じやなくて、たとえばここに一千万の電話があり、そこに百万の電話がついた場合には、その百

万と一千万というものはお互いに接続されるんだ。したがって、そういう際には減価償却というようなものの、取りかえということのほかに、いわゆる改良部分というものが電話においては非常に多いんだという事業の特殊性を当時認めていただきまして、収入の二〇％を改良を含む建設投資の中に向けていいということ、そういうことで料金に対して建設投資に向ける道が開かれたわけでございます。これは外国等におきましてもそのような例をとっておるところもありますが、その二〇％というものの影響が、同時にまた技術革新の影響が功を奏したことによって、これまでその収

支差額が出まして、その収支差額を——一方また国民の皆様からは早く電話をつけるといふ熾烈な御要望がございました。国会の中でも法案をいろいろ公杜関係で決めていただいたとき、あるいはまた質問の過程でも電話を早くつけろという御要望が非常に強かったと思います。そういうことでその収支差額を建設投資に向けるということで進めてまいったわけでございますが、しかし何といいましても、技術革新を進めてまいりましたが、一方におきまして特に物価の高騰が昭和四十八年以降起こったために赤字が四十九年度の決算から出てきた、こういうことでございます。

○森井委員 総裁、端的にお答えをいただきたいのですが、あなたは外国と比べて料金が低廉であるから、したがって、赤字が出たというふうな説明をなさったんです。私が聞いたのは、なぜ赤字が出たのかと聞いたんですから。そうしたら外国より安いから。しかし外国より安いと言われましても、いまあなたもお認めになりましたように、あれだけの建設投資をおやりになりましたけれども、その中には加入者が払ったその黒字分が五兆円近くも入っているじゃないですか。外国と比べて

まして日本は安いとか高いとか言うけれども、少なくとも外国と比較にならないということをお認めになりませんか。いままであれだけの黒字を出しても外国よりも安かったんでしよう、あなたの御説明によりますと。しかしそれにしても、収支とんとんじゃなくて、黒字があつてそれをどんだん建設投資へ回すだけの余力があつて今日まで来たわけでしょう。いかがですか。

○米澤説明員 お答えいたします。

私ちょっと歴史的な過程と現在との問題を若干はしよつたために、あるいは答弁が不十分だったかも知れませんが、確かに昭和二十八年の時点におきましては、先ほど申し上げましたように二〇%のマージンを取つて進んでまいりました。しかしそのマージンがだんだんだんだんなくなつてきて、四十八年以降は非常に変わつてきた、こういうふうに御理解願つたらいいと思います。

○森井委員 まだその説明でも私納得ができませんが、時間の関係がありますからこの問題はこの程度にしておきます。

端的に伺いますが、四十九年度、五十年、御説明によりますと四千九百億の赤字が出た、こういうことでありますが、その原因は何ですか。これは総裁でなくともよろしゅうございます。

○遠藤説明員 お答えいたします。

先ほどの御質問にも関連するかと思いますが、二五%の収支差額が出た時代が昭和三十年代にあつたことも事実であります。しかし先生御案内のように、第五次五カ年計画というものをごろんになりまして、五カ年計画の中におきまして最終年度におきましてはたしか二けた台の黒字で、二けた台の黒字というのは全体の損益何兆円からいいますともう剣の刃渡りのような数字でございます。ですから、オイルショックがある前から、この数年間、十年間というものは黒字とはいひながら一%ないし二%の海面すれすれの飛行を続けてきておつたわけでありまして、私どももいたしましては五カ年計画第五次をつくりましてときから、五十三年つまり五次の終わりました翌年からは料

金の問題には先ほど総裁が申しましたように当然手をつけなくちゃいけない、こう思つておつたわけですが、ところが、それが意外に早くになりました。昭和四十八年のオイルショックでありまして、そのために四十九年に千七百数十億、それから五十年は、まだ決算出ておりませんが約三千億円の赤字が出る、こういうぐあいに雪だるま式な赤字が見込まれております。そこで今回の法案を提出をさせていただいたわけでございますが、その原因は主として物価の上昇と人件費の高騰でございます。しかしその背景には、いま申し上げましたように、当然なるべくして予想されておつたものが二、三年早まった、こういうことがあるうかと思つてございいます。

○森井委員 公社は、いままでは営業用の電話、事務用電話といひますが、公社発足当時は大部分が営業用の電話であつて、住宅用の電話はわずかに六%そこそこ、非常に少なかつた。それがだんだん住宅用の電話が当然ふえてまいりまして、たしか四十七年にはフイフイ・フイフイになつた、そして現在では六割を超しておつたと思つたわけでありまして、われわれにしばしば住宅用の電話がふえるので、したがつてもうからなくなつた、あたかも住宅用電話がふえることによつて赤字が増大をしていく、こういうふうに説明をしてきておられたわけでありまして、いま遠藤総務の御説明によりますと、直接の原因はオイルショックだ、不況だ、しかし四十年代に入つてだんだん黒字傾向が減つてくる傾向にあつた。したがつて言うなれば、詰めて言ひますと、オイルショックとそれからいままでの料金が低廉過ぎた、こういうことに尽きるように私は聞いたのでありますけれども、そのとおりなのか、住宅電話の増加の問題ともあわせて御答弁をお願いいたします。

○遠藤説明員 お答えいたします。

私が最後にその背景と申ししたのは、先生御指摘のその点でございます。公社が発足しましてから、仮に昭和四十八年までといたしますと約二十年間でございますが、その間に電話は約二十倍

になりました。それに対応いたします職員がわずかに二倍にしかなつておりません。したがつて、先ほど総裁が御答弁申し上げましたように、生産性としても現在A.T.T.とほぼ並ぶような生産性を維持し、またその間における給料等の賃金アップ等もその中で吸収することができてきたわけでございます。

その原因は何であつたかと申しますと、一つは大きな技術の革新あるいは技術の進歩というものがございいます。それからもう一つは、自動化というものが国民の皆様の要望にもこたえると同時に、公社の中の経営の合理化にもついでに寄与いたしました。この二つが支えとなりまして、生産性を上げあるいは生産性の中でベスアップを吸収していただくことができたのが昭和四十七年ごろまででございます。ところが、その状態は、昭和四十七年当時第五次五カ年計画をつくりましてときにすでに怪しくなつておりますのは、大きな技術革新では先は見えてまいりました。マイクローエーブも御案内のように全国に張りめぐらされてまいりましたし、もちろん技術は日進月歩でありまして、かつてのような大きな吸収能力のある技術革新というものは望めない。

それから自動即時化というものは局数としては多いのですが、加入者数としては、先ほど総裁も申し上げましたように、九〇%以上が自動即時化をしておりますので、この面での合理化もなくなつた。この二本の支えの柱が消えてまいりますと、後へ残りますものは何かと申しますと、先生御指摘のような住宅用電話と事務用電話の関係でございます。

事務用電話と住宅用電話のコストにつきましましてはいろいろ御議論がございまして、これは装置産業としておわかりだと思つたのですが、私は全然差がないと申しませんが、コストとしては事務用も住宅用も、ありまして一割程度の差で、ほとんどこれに要する費用というものは異なるという前提に立つております。それが当時、月額四千六百円ほどのコストを一本の電話について要したわけでございます。ところが、

それに対応いたしました、公社発足当時は事務用電話というものが全体の九四%、住宅用がわずかに六%でございます。事務用電話というのは、事務用電話すべてとは申しませんが、大体コスト以上の金額を払つていただく電話が相当多いわけですね。そういう形でやつてまいりましたが、御案内のように昭和四十七年にクロスをいたしました、今日では約六十%が住宅用電話でありまして、それからまた、今後二年間にわたつて積滞解消までにつけて電話の八五%までが住宅用電話でございます。やはりそこに住宅用電話というものが大きな問題としてかぶさつてくるわけでございます。その姿というものは、おくれおつた日本の電話があるべき姿になつた状態でありまして、そこで先ほど総裁が申しましたように、外国の料金と比較をする段階が出てきたと私は思つたのでございます。そういう意味から申しますと、コストは、先ほど申し上げましたような二本柱がなくなりましたので、もろに人件費のアップがかつてまいります。特に石油ショックによつて大幅に増大いたしました、今日時点では恐らく五千円くらいになつておつたと思つてございいます。それに対応して事務用電話は現在でも全体といたしまして五千円以上の月額収入をいただいておりますが、住宅用電話はそのコストに満たない金額のものが大半でございます。もつと端的に申し上げますならば、九四%までがコスト倒れの料金しかいただいておられないし、基本料を含めて月額二千円以下のものは半分でございます。

このままの状態では積滞解消まで電話をつけていくというときに、肝心の公社の台所がこれではひっくり返つてしまふということ、やはりここで外国の料金なり何なりと比較対照すべき段階に来たのではないかと。その前は、確かに先生おっしゃいますように、私どもも一生懸命積滞解消、自動改式をやつておりましたからそういう段階でなかつたと思つたのでありますが、今日、そういう先進国並みの状態になりましたところで、外国と比較をいたしますと、確かに二倍ないし三倍、物によ

つては四倍という差があるというのが大きな一つ
の理由になっております。

○森井委員 四十九年、五十年の赤字の原因につ
いて、一つはオイルショック等の不況、それから
住宅電話の増加、まだあるがもしませんが、大
きな流れとして二つの問題があるというふうに言
われましたので、順次説明をさせていただきます
と思う。

郵政省にお伺いいたしますが、「通信に関する
現状報告」いわゆる通信白書がございまして、五
十年版も出ておるわけですが、この「通信に関す
る現状報告」の中で、電気通信に関する項が、当
然のことではありますが、ずいぶん出てまいりま
す。私は毎年これを楽しみにしながら読ましてい
ただくわけですが、いいことが書いてあり
ます。中には悪いこともありますが……。それで
通信に関する部分については、電電公社なりある
いは国際電電もあるかと思うのでありますが、こ
れは電電公社と協議をなさっておつくりになるの
ですか。

○松井(清)政府委員 そのとおりでございます。
○森井委員 それではお伺いしますが、五十年版
の「通信に関する現状報告」というのをもちま
しょうか。これの中の二十三ページですね。ここ
に「景気変動と通信事業生産額」という項がござ
います。電気通信におけるオイルショックの原因
の究明等について非常に的確に私は書いていらっ
しやると思うのですが、こういうふうに書いてご
ざいます。四十八年度末のオイルショックを契機
に不況に突入り、四十九年度はついに戦後初めての
マイナス成長を記録することになった。その次に、
「通信事業の経営もこのような景気の下降局面に
直面して悪化の状況にあるが」ということで現状
認識をなさった上で、「電電公社及び国際電電によ
る公衆電気通信事業は、国内外の経済活動との関
係が密接であるため、事業収入及び営業収益はマ
クロ経済の変動と符合した動きを示している。こ
ういうふうに述べておられまして、収入の減少の
度合いについても触れておられるわけでありまし

て、その部分はこういうふうに書いてあります。
「減少の度合いは、国際電電の営業収益の方が急
激であるが、これは前年度における両収入の成長
率の差異によるとともに、公社収入において電話
収入の約三〇%を占める住宅用電話の利用が比較
的景気に鈍感であること」と、こういうふうにな
うたつてございます。

長くなりましたが、一口で言いますと、国際電
電の場合はもろに国内外の景気の変動の波をかぶ
った。電電公社の場合は国際電電よりも不況の波
をかぶる率が少なかったのは、平たく申し上げま
すと、住宅用電話の収入が三〇%もあって、これ
は住宅用電話については景気の変動に差異がな
い。つまり安定的な収入だということをお認めに
なつていらっしゃると思うわけです。間違ひあり
ませんか。

○松井(清)政府委員 国際電電並びに電電公社の
収入状況につきまして、景気変動の影響があるとい
うことはここに書いてあるわけでございますが
、ただ、KDDに比較した場合に、比較的景気
変動を受ける度合いが急激でないというふうに述
べております。しかしながら、このことをもちま
して直ちに住宅用電話の影響であるというふうには
断定できないかと思っております。

○森井委員 電電公社にお伺いしますが、郵政省
がこういうふうに断定をなさったことは、電電公
社と協議をなさった上だというふうに先ほど確認
をいたしました。いまの答弁は少しおかしいと
思うのですが、それでは四十八年と四十九年を比
較をいたしました。つまり四十八年はまだ景気は
残つておりましたから、したがって、四十八年と
四十九年を比較しまして、一月月当たり一加入の
度数はどういうふうになつておるか、事務用とそ
れから住宅用とあわせて御答弁をお願いいたし
たい。

○玉野説明員 お答え申し上げます。
ただいま度数の方の資料がちょっとございませ
んが、一月月当たりの絶対額で申し上げますと、
事業収入で事務用が四十八年度が一月月当たり、
これは基本料も全部込みでございますが七千八百

円でございます。それから四十九年度が事務用が
七千四百円になつております。それから住宅用に
つきましては、四十八年度が二千四百円ござい
ますが、四十九年度は二千六百円になつておりま
す。

○森井委員 そうしますと、事務用の電話は、四
十八年七千八百円であつたものが七千四百円で四
百円減つております。住宅用の電話は、四十八
年が二千四百円だったのが二千六百円。これはふ
えておる。まさに通信白書にうたわれております
とおり、四十八年と四十九年を比べれば、事務用
の電話は収入が減つておるが、住宅用の電話は不
景気にもかかわらずふえておるではありません
か。だから通信白書は住宅用の電話を評価をし
て、収入の三〇%を占める住宅用電話の収入があ
つたから景気の波をかぶる率が少なかった。先ほ
どの郵政省の答弁、私納得できません。もう一度
説明してください。

○松井(清)政府委員 先生御指摘のとおり四十九
年度の状況におきましては、住宅用電話の影響と
いうものは、景気変動における影響が鈍感でござ
いまして、そういう意味では四十八年度と四十九
年度を対比いたしました場合には、単位当たりの
収入は上がつておるわけでございます。したが
いまして、そういう意味でKDDに比較した場合
において電電公社の方が営業収益につきまして急
激な変動を受けなかったということは言えるかと
思うわけでございますが、これをもちましてこの
住宅用電話の影響によりまして、KDDと比較し
た場合に、全体として見た場合に営業収益が急激
な変動を受けなかったと断定し得ないのではな
かろうかというふうに思つておるわけございま
す。

○森井委員 どうも監理官、意味が私、わかりま
せんけれども、それでは端的に一言で言つてくだ
さい。
○遠藤説明員 いま監理官の方で整理をしておら
れますので、協議を受けたそうですから、という
と語弊がありますが、私自身は協議は受けなかつ

たのですが、事務的に協議を受けておりますので
私の見解を申し上げますが、私は先生のおっしゃ
つたとおりだと思います。つまり、別に四十八年
でなくとも住宅用電話というものは着実に、景気
の変動とは別に少しづつでありまして、上がつて
おることは事実であります。それから事務用電話
というのは景気の変動によつて、全部の事務用が
うではございませんが、一番大きく振られる大企
業あたりは非常に大きな変動がございまして、不
安定性要素が強いことも事実だと思ひます。た
だ、国際電電との比較は私、ちょっとわかりませ
んが、ただそれと私が先ほど申し上げたことは決
して矛盾をいたしません。そのことも先生に申し上
げておかなければいけないのですが、それは……。

(森井委員「それは後でいいです」と呼ぶ) いや、
先に言わしていただきますと、現在時点で住宅電
話のストッピングしてしまつておる状態であればお
つしやると思つたと思つたのです。しかし、もともと
非常な低収入の住宅用電話を現在の時点では年間
八割近くつておるという事実が公社全体の財務
に与える影響というものは、先ほど申し上げたも
のをカバーしてなお余りがある、こういうぐあ
いに御理解はもうなさつておられると思つたので
すが、私の申し上げたことと先生のおつしやつたこ
とは決して矛盾をいたしませんし、先生のおつし
やつたことは確かにそのとおりでございます。

○森井委員 前段の遠藤総務の答弁は正直で非常
に私は好感を持ちます。ただ、ここで監督官庁で
ある郵政省とそれから電電公社の見解が違つとい
うことにつきましては私は納得できないのです
が、次の質問を進める上でもまずこの点だけは明
確にしたい。電電公社が間違ひなら間違ひでよ
ろしい。本来ですと監督官庁ですから、郵政省の
分析の方が正しいではないかという気がいたし
ますけれども、明確にしたいでございます。

○松井(清)政府委員 私の誤りでございまして、
先生御指摘のとおりでございます。
○森井委員 そういうことなら、今度は遠藤総

務、先ほどの御答弁の後段について私分析を申し上げて御意見を伺いたいと思うのですが、まず歴史的な経過については余り違わないと思うのです。当初は、当初といいますが電電公社発足当時は住宅用電話はわずか六%。順次それが一〇%になり、一五%になり、ふえてきたわけですね。そして三〇%、四〇%になって大体昭和四十七年にフイフイ・フイフイになった。現在は六割を超しておる、こういうことです。ところが不可思議なことに、それなら収入の状況はどうか。あなたの理論でいくなら、だんだん住宅用電話がふえるにしたがって電電公社の経営は苦しくならなければならぬ。確かに波はあります。三十五、六年前には恐らく二五%前後の黒字を生んでいらつしやいますし、また昭和四十七、八年ごろになりますと水平線すれすれというふうな状態もございました。しかし基本的なことは、電電公社の長い歴史が示すように、事務用の電話とそれから住宅用の電話というものがずっと密接不離の關係にあつて、しかも収支を保つてきたという、この動かすことのできない歴史的な事実というものを私は忘れてはならないと思うのです。電電公社の収入といいますが、料金体系といいますが、事務用とそれから住宅用の、先ほどもちよつと言われましたコストの比率等につきましても、それを認識をした上で事務用と住宅用というものをずっとミックスをして今日まで来たことは事実です。いまになって住宅用と事務用と別の議論をすることにどうかと思う。その点についての見解をひとつ伺いたい。

それから二つ目は、遠藤総務そうおっしゃいますけれども、いま私の手元に昭和四十四年から昭和四十八年まで、加入数とそれから事業収入、そういう關係について資料を持っておるわけでございます。それによりますと、加入数は、昭和四十四年を一〇〇としますと昭和四十八年には一八六になつております。戸数も千三百五十万戸から二千四百十六万六千戸。これは数字だけは違つておらないと思ひますので、したがって、昭和四十四

年を一〇〇とした場合に、その伸びの率についても見解の違いはないと思ひますが、もう一度申し上げますと、加入数は、昭和四十四年を一〇〇とすると昭和四十八年は一八六になつております。事業収入はどうかといひますと、時間の關係で金額は申し上げませんが、昭和四十四年を一〇〇としますと昭和四十八年は一八〇です。この間、住宅用の電話は、昭和四十四年を一〇〇としますと実に二六四%という数字が出ておるわけです。つまり、はつきり申し上げますと、昭和四十四年以降から見ますと、住宅用電話は大幅にふえておるけれども、公社の収入の比率は変わつていない。四十九年につきましては、先ほど指摘申し上げましたように、これはオイルショックという大きな影響がありますから様子が変わつてきておるわけでありすが、いずれにいたしましても現実の問題として住宅用電話がふえることによつて収入は余り減つておらない。この点についてどう考えるか、これが二つ目の質問であります。

と見え以上二点。

○遠藤説明員 答えたいします。

第一点につきましては、確かに公社発足以来といひますが、先進国いずれもそうでございますが、事務用の電話料金というものと住宅用の電話料金というものを差をつけるということはいたしておりません。私どももそういう意味ではそれを一体としてやつてまいつたことは事実でありますし、また今後もそうであるかと思うのであります。というのは、やはりこの電話というものが全体としてネットワークになつておりまして、料金は発信主義で取つておりますが、事務用電話からかける電話は必ずしも相手は事務用だけでなくて住宅用にもかかるわけでございますし、発信主義という形で料金を取つておる以上は、その点は私はやむを得ない点じやないかと思ひるのであります。

それから第二点につきましては、いま私、先生の指摘されたその数字を見てはおりましたが、大体そんなものだろうと思ひます。なぜそうなつた

かということとは、私はこれはもつと正確に数字的に研究してお答えをする機会があればお答えをさせていただきますが、その時期というものは日本の経済がいよいよ一番華やかに高度成長しておつた時代でございます。経済活動が一番華やかで、言うなれば事務用電話が非常に大幅に上がつておつた時代だろうと思ひます。したがっていまその程度の住宅用電話の伸びというものをカバーして余りがあった、あるいはそれとんとんであつたといふことは、その先生御指摘の数字に對していま私が抱いておる考えでございます。

○森井委員 住宅用電話と事務用電話の相互の關係につきましては、発信主義という点で御説明がありました。この点についても私も意見の違ひはありません。率直なところ、住宅用電話とそれから事務用電話というものは切つても切り離せない關係にあることだけは事実なんです。だから、あえて住宅用、事務用という形で区別することについては誤りである、こういうふうに私は思ふわけですが。

ただ、これは遠藤総務にお伺ひしたいわけですが、同じ事務用の中でもコスト以下で使つてゐるのがあるやうあります。私の持つております資料からいいますと、事務用の電話の中でもたとえば四十九年で申し上げますと、これは必要なら加入当たり月額の出費が四千六百円ということになってゐます。先ほどの御説明のとおりですが、これ以下といふことについて調べてみますと、これは事務用にも六割近くあるのです。五九%ぐらひはやはり四千六百円以下のものがあるのです。もつとも住宅用はもつと比率が多くて、先ほど御答弁がありましたように九割以上が四千六百円を割つておることは事実ですけれども、事務用におきましてはやはり同じようにコストを割つておるものもあるわけですね。いまや、そういうことから言ひますと、くだいようでありますけれども、やはり住宅用、事務用も合わせて考えるべきであつて、特に住宅用を目的にしようとするといふのは当たらない、こういうふうに思ふわけですが。

時間の都合がありますので、次に進ましていただきたいと思ひますが、もう一回郵政省にお伺ひしたいのですが、先ほどの通信白書、今度は二十五ページなんですが、ここに「家計における通信情報関係支出」というのがございます。これを見ますと、電報電話の家計におきます全消費支出に占める割合というのが出ております。非常に高いのでして、たとえば交通が一・七、郵便は〇・一なんです。これは%です。それに対して電報電話というのは一・二というシェアになつておるわけでありまして、「通信関係支出の一か月平均は、二千八百八円で前年に比べ一六・九%の増加となつた。」これは御案内のとおり家計ですから、あくまでも私は住宅用電話とみなさざるを得ない。もちろん電報も入つておりますけれども、料金は上がつていないのですけれども、この年度では一か月平均が二千八百八円で、前年に比べ一六・九%の増加となつた。これは何を意味するのでしょうか。

○松井(清)政府委員 諸原因があるかと思ひますが、一番大きな原因と考えられますのは、電話の普及であるかと思ひます。

○森井委員 私も、それも一つの理由だと思ひますが、住宅用電話は順次利用度数が上がつてきておる。庶民的な言い方をすれば、かつては大人だけの必需品でしたけれども、最近では子供の宿題の打ち合わせまで全部電話になつてきているわけなんです。したがつて、これからこの家計支出の割合といふのは順次ふえる傾向にあるのじやないか、この判断についてはどうでしょう。

○松井(清)政府委員 そのとおりと思ひます。

○森井委員 住宅用の電話につきましては認識をいただきましたので、次に進みたいと思ひます。電電公社にお伺ひしたいのですが、五十一年から五十二年までの建設投資額は幾らですか。といふのは、一ころ五兆四千三百億という数字がありましたし、最近では五兆円ばかりという数字がさしてくれませんか。

○輿説委員 お答え申し上げます。

現在考えております五十二年から五十三年度の建設投資は、正確に申せば五兆四百億円を想定いたしております。

○森井委員 経済企画庁見えておりますか。——どうもお待ちせしました。

あなたの方が、今日の十四日の閣議決定で、いわゆる新経済五カ年計画というものを発表なさいましたね。これによりまして、経済成長率というのは、昭和五十五年までだと思えますけれども、平均をして六%強、こういうことのようにありますが、時間もありませんから概括的でいいのですけれども、六%強になすた理由について伺いたい。

○柳井政府委員 今後の成長率を考えます場合に、余り高い成長率ということを考えますと、資源とかエネルギーとか土地、水、そういうような制約条件からいたしまして、社会的な混乱がいろいろ起きるのではないかと、ううううに考えました。また一方、非常に低い成長率というふうなことになるますと、国民がいろいろ要望しておりますところの国民生活の充実というふうな面とか、あるいは雇用等の面におきまして、失業の解消ということもできないというふうなことがございいます。したがって、資源の問題とかあるいは国際収支の問題、あるいは財政、雇用、そういうふうなものを総合いたしまして、それらを同時に達成できるように成長率としましては、期間内に六%強というふうなものが望ましいのではないかと、ううううに考えた次第でございます。

○森井委員 同じ閣議の日ですが、閣議が終わった後で、河本通産大臣が早速もう強気の経済見通しを述べていますね。輸出が伸びたのが大きな原因、それから民間設備投資も、電力業界に続いて自動車業界、その他の業界も強気に転じておるというふうなことから、早速強気な見通しを述べておられるわけでございます。六%強というのは、当然計画期間を通じてならしてありますけれども、一般的傾向としては、早速上向きに転ずるような形の六%平均ですか。

○柳井政府委員 先生御指摘の点は、現下の状況が非常によくなってきたので、それをベースにすればもっと高い成長率になるのではないかと、ううううに御質問かとも思いますが、私たち考えますのに、期間としては五年間を考えておまして、今後国際的な制約、あるいは非常に高過ぎますとやはり物価が上昇するとううううなこともありまして、それから先ほど申し上げました資源上の制約、そういうようなことからいたしまして、適正な成長としては六%強がよろしいのではないかと、ううううに考えておる次第でございます。

○森井委員 私どもの経験でも、この種の経済計画というものは、二年もするとまた変えなければならぬというところがずっと起きておりますが、そういう意味で、あなたの方の描いていらつしやるとおりにいくかどうかはわかりませんが、当面は、私どもとしてこの経済計画というものをよりどころにして議論せざるを得ないわけですから、そういう意味で御質問申し上げたわけです。そこでもう一つ、公共投資百兆円、その具体的な内訳として計画期間中の部門別公共投資額というのが出ています。それを見ますと電気通信七兆三千億、こういうことであります。具体的には、中身は何ですか、一言でいいですけれども。

○柳井政府委員 電気通信施設につきましては、国民生活の基盤を形成し、また国民生活の質的充実に資する、こういうふうな観点から重要な施設であるというふうな考えておまして、したがって、この期間内におきまして、住宅電話を中心にして、この期間内に普及を図る、あるいは早急にいたしまして電話の普及を図る、あるいは早急に加入電話の積滞を解消しなければならぬ、あるいは過疎地域におけるこの電話の自動化の問題とか、あるいは医療情報システム等の福祉型のデータ通信の開発が必要である、こういうようなことを勧奨いたしまして七兆三千億という枠を決定した次第でございます。

○森井委員 電電公社のこれは五十三年度です。五十二年、五十三年度まで先ほど五兆円余り、これとの関係はどうなるのですか。どちらからでもいいから御答弁をお願いしたい。

○輿説委員 お答え申し上げます。

これにつきましては、現在の政府の新経済計画は五十二年から五十五年の五年間でございまして、それに対して、われわれの現在想定しております料金改定のベースになっております投資は、五十二年から五十三年度の三年間でございまして、これが先ほど申し上げた五兆でございますが、五十二年から五十五年も、政府の経済計画と当然整合を図ってございまして、それが先ほど申し上げた七兆三千億でございます。ただし、この七兆三千億は五十年年度価格でございます、われわれの申しております五兆というものは、いわゆる時価とい

いますか、五十一、五十二、五十三のそれぞれを足したものでございまして、その辺ちよつと数字が違ふと思っております。

○森井委員 そうすると、経済企画庁の方は五年間で七兆三千億、電電公社の方は三年間で五兆円余りということになる、ずいぶん後の方で、つまり五十四年、五十五年というテンポから見ますとこの数字が違つております。これは確認をいたしますけれども、片方の電電公社の方は時価、それから経済企画庁の方は五十年年度の価格という違いであつて、そこに電電公社と経済企画庁との考えに違いはない、こういうふうに理解をしたいと思います。

○柳井政府委員 経済企画庁の方は五十年年度価格で算出しております、ただいま電電公社の方からお話がありましたものはそれぞれ時価で算出しておりますというところでございます。

○森井委員 休憩の時間が来たようでありますからやめたいのですが、大臣御退屈なようです。それから、あと時間があればこの経済見通し等の議論はもつとしたいと思つておるわけですが、きわめて不親切なんです。片方は五十年年度で計算をして発表する、電電公社はとく経営とかそれから建設計画等国民に一番結びつかなければならぬものについて、いままでどちらかというと国民

に対してはベールに包んだままで、いきなり見せられますし、片方はその年々の時価ではじいておる。こういうことだし、きわめて遺憾なんです。この点大臣、これは同じ政府関係の機関ですから、今後ぜひひとつ整合を図るようをお願いしておきたいと思つたのです。いかがですか。

○村上国務大臣 御指摘の点、十分考慮に入れます。善処いたしたいと思います。

○伊藤委員長 午後一時三十分再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時三十分再開

○伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。森井忠良君。

○森井委員 経済企画庁から経済成長の見通し等についてお聞きをしたわけでありまして、疑問として残るのは、電電公社の五十五年までの建設計画、この点であります。つまり先ほど企画庁から答弁がございましたのは、五十年代前半、五十五年までの経済見通しでありまして、電電公社の場合、いまのところ五十三年度までしか明らかにされておられません。先ほど確認ができましたように、金額の違いは実質的には明らかになったわけでありまして、経済企画庁の五十年年度価格におきまして七兆三千億ということになりまして、電電公社は少なくとも五十一年度から五十五年までの建設計画について明らかにされる必要があると思つて、その点をお聞きしたい。

○輿説委員 お答え申し上げます。

先ほどはちよつと言葉が足りませんでした失礼いたしました。詳しく申し上げますと、経済企画庁とい

想定しておりまして、ごく粗い数字で申し上げますと、その後五十四年が約一兆九千億、五十五年が一兆二兆くらいものを想定いたしまして、総額で約九兆、それを五十年で価格に直しますと七兆三千億、こういうふうに考えておるわけでございいます。

○森井委員 それでいわれる六%強の成長率になりますか。

○興説明員 お答え申し上げます。

六%強ということではございませんで、時価で計算いたしますと大体五十三年以降は五%強でございいます。われわれは中身といたしましてはそう詰めておりませんが、大体五十二年末には積滞が解消いたしますので、その後は大体毎年二百万程度の新規需要に見合うものを増設していきたい、そういうことでございまして、額といたしましては先ほど申し上げたようなことでございいます。

○森井委員 率直なところ経済企画庁が説明をされたことと、いまの計画局長の御説明とは必ずしも一致しない。伸び率その他から見まして疑問が大いにございいます。この点につきましてはそれぞれ時間の関係もありますので、資料の要求をしておきたいと思いますが、五十一年度から五十五年までの建設計画、金額はもちろんでありますけれども、具体的な中身について後刻御提出を願いたい。よろしくごさいいますか。

○興説明員 承知いたしました。

○森井委員 それでは次に、もう一回通信白書に戻るのであります。やはり五十年版の通信白書で、先ほど申し上げましたように、家計における通信情報関係支出というのが出ておるわけでありまして、具体的な内容の説明になってまいりますが、こういうふうな書き方であるわけですね。けさほど申し上げましたように、通信関係の支出は一カ月平均で二千八百八十八円、これは前年に比べて、一六・九%、こうなっておりますわけですが、その具体的な中身について郵便で百五十七円、これは対前年比一五・四%増、それから電報電話で千六百十四円、これは同じく対前年比で二〇・四%増、こ

うなっておりますわけですね。けさほど申し上げましたように、全然料金値上げはなかったわけですから、家計支出から見ればつまり電話をたくさん使ったということになると理解できると思うのです。すでに、電話の場合は、度々料金七円ですが、使えば使うほど事実上電報公社に電話料としてたくさん払うわけでしょう。そうしますと、この通信白書は電報公社も関係されておつくりになったというところを確認しておきますから電報公社でも御異論はないと思うわけでありまして、すでに二割ほど家計支出がふえておる。つまり、電報料金はしくは電話料金をすでに二割たくさん払っておる。事実上の、何といいますが、言葉は悪くございいます。適当な言葉がありませんが、事実上の値上げを家計支出から見れば感じる、私もそういうふうな考えるわけでありまして、恐らくこの家計支出はさらに毎年ふえていくのじゃないか。先ほど申し上げましたように、とにかく電話の利用度というものは、これは加入者増もありまされども、非常に国民と切っても切り離せないものになっておるといふ点から見ますと、ずいぶん利用度数がふえていくのじゃないかという傾向を私は感じるわけでありまして、この点についてどのようにお考えになっておられますか。これはひとつ電報公社からお答えをいただきたい。総裁、いかがですか。

○遠藤説明員 お答えいたします。

先生の御指摘のような数字、私はいま記憶はいたしていませんが、多分そうだろうと思っております。その要因は、一つは先ほど申し上げましたように、住宅電話におきましても着実でありまして、景気の変動にかかわらず利用がふえておるといふことも事実であります。家計調査の中に占める比率としては、そのほかに電話の普及ということが一つあると思ひます。したがって、住宅電話の単金そのものが二〇%ふえたということにはなりません。その点が第一点と、それで、後段の方におっしゃいました住宅電話の将来ということになりまして、私はやはり着実な形でこれ

から先もふえていくだろうと思ひますし、またそれが国民生活にプラスになると思っております。ただ、くどいようですが、私どもは住宅電話を毛ざらひをしていくわけじゃ毛頭ございせん。そういうふうな形で住宅電話を伸ばしていくために、現在の料金体系でいかにどうかということを考えておるわけでございまして、また現在の家計調査におきましても、実は公表をするのはいささか我田引水の気味がありますので、公表はいたしておりませんが、全体の家計支出の中で一・何%という通信の比率というのは、現在の国民生活の比率から言くと、たとえば先進国に比べると非常に低い比率だろつと思ひます。逆に通信の比率がふえていくに反比例いたしましてといひます。か、交通費ですとかあるいは交際費といふものの比率が低下しているのを、このすべてが通信が便利になつたからと申しませんが、そういう面もございまして、これは公表するといささか我田引水でまたお怒りになられると思ひまして公表はいたしておりませんが、そういう面もあるかと思ひます。

○森井委員 お伺いをするわけでありますが、もう経済企画庁は帰つていただきましたが、今回の電報電話料金の値上げがそのまま原案のとおり実施をされるといふと、一体消費者物価を幾ら押し上げるのか。電報公社としても把握をしないらつしやと思ひますので御答弁を願ひたい。

○興説明員 お答え申し上げます。

昭和五十一年度におきまして〇・四%弱消費者物価を押し上げるということになっております。○森井委員 そうしますと、国鉄の場合が消費者物価に〇・五%影響すると、これは福田経済企画庁長官が本会議で御答へになりました。電報電話料金についてもほぼ変らない〇・四%押し上げるという形でございます。郵政大臣にお伺いをしたいわけでありまして、三木内閣の有力閣僚の一人として、先ほど申し上げましたとおりすでに電報電話料金につきましては、値上げはありませんで利用度数の増加等

でそれだけ国民に浸透しておるわけでありまして、とにかく対前年比で二〇%も料金をたくさん払つておるといふ実態があるわけですね。それに加えていまお聞きのとおり、今回の値上げ案がそのまま通りますと、〇・四%押し上げる。私ども試算をいたしますと、政府が計画をしていらつしやいますものもろの公共料金等を計算に入れますと、八・八%ぐらい物価に影響するのじゃないかと考えておりますが、その議論はさておくとしまして、非常に国民に親しまれ、しかも生活の必需品になつておるものについての値上げでございしますから、したがって何といひましても私は物価の問題を非常に憂うわけですね。ぜひひとつこの物価に対する今回の値上げの関係につきまして大臣のお気持ちをお承つておきたい、こういうふうに思つてございいます。

○村上国務大臣 福田企画庁長官の話によりまして、これらのものを総合してことし一年間の物価上昇指数というものはやはり八%だといふように聞いておりまして、通信料金の〇・四%の上昇もこれに大体みん見合はれておる、こういうふうな解釈をいたしております。

○森井委員 私は三木内閣としてやはり料金値上げを提案される前にやつてもらわなければならぬことがずいぶんあると思つております。時間の関係で大きな議論は吹つかけてられませんが、たとえばシルバー電話というふうなものがございます。これはお年寄りの福祉に通じる電話でありまして、いままで電報公社の費用で研究開発をされ、国民に喜ばれておるようなものでございまして、これは一面におきましては社会政策の一環とも言えるわけでございます。私は、電報公社だけに負担をさせるというのはいささか無理がある。あるいは最近の加入電話の状況は、御案内のとおり都市から農村、そして本土から離島、そういうところへだんだん広がつていく傾向にございまして、電報公社がしばしば言ひますように、そういう点が、特に住宅用電話が多いものでありますから減収につながるという言ひ方をしておるわけ

であります。とにかく、たとえばバスでしたら過疎バス対策でそれ国なりあるいは地方自治体が財政的な援助をいたしておるわけでございす。国鉄にいたしまして、地方のローカル線、しかもこれは公共の福祉の面からどうしても通さなければならぬというふうなものにつきまして、今年度初めて大蔵省は予算を組んでまいりました。電電公社の場合も、経理内容をずっと見てまいります。そういう意味でぜひ政府が手をかさないで、そういうものがあるわけでございす。電電公社の場合は、いま申し上げましたようにいままでむしろ収支差額、黒字をどんどん建設投資に回しまして、かなり発展をしてきたわけであります。今回値上げという時期になりました。この辺で国民に負担をかけないという意味で、やはり政府としても電電公社に、いま申し上げましたような趣旨で、本来、政府が何らかの方策をとらなければならぬというふうなものにつきましては、私は積極的な資金援助をなさってしまふべきだと思つてございす。その点いかがでしょうか。

○村上国務大臣 老人や身体障害者に対する福祉電話につきましては、その設置費の一部については従来国庫補助を行つておるわけでありますが、なお関係機関とも緊密に連絡をとりながらこれらの普及に努めてまいりたいと思ひます。社会福祉的なものについては十分政府としても考慮をすべきものだ、かように思つております。

○森井委員 もう一つの問題は、いままで電電公社が進展をしてきた過程の中で、収支差額を建設投資に回したということもありますが、加入者から拡充法によりまして債券を購入してもらつた。現在では最高十五万円でありまして、この資金がかなり物を言つておるわけでございす。ところが、これは当然のことではあります。利子が要ります。恐らく九%近い利子ではないかと思ひます。この点は電電公社から確認をしたいと思ひます。この点から利子を払つて、年々利子を払つ

ていつておるわけですね。この点、きわめて高い金利に結果としてなつておる。電話をつける人から最高十五万円の借金をする形でありまして、極めてこれなども私は他の政府の制度と同じように具体的に金利の応援をしたかどうか、こういうふうな考へるわけでありまして、先ほどの前向きの大蔵の御答弁はこの問題にも当てはまるのでしようか。

○好本説明員 大臣の御答へされる前にちよつとお答へいたします。

御指摘のように現在の電信電話債券の中の加入者債券、いわゆる受託者債券でありますけれども、東京ですと十五万円を持っていたと、いわゆる受託者債券というものは、確定利付で現在のところ八・四%年利ということになっております。これは御案内のように拡充法の中で政府保証債券の発行条件をよくそれと合わせたような、ほとんどそれと同じような利子でなければいけないということが決めてありますので、その準則に従つて郵政省の方で決めたにまつておるわけでございす。

○森井委員 大臣、先ほどのよろしゅうございす。つまり電電公社の建設投資につきましては、一つはいままでもうかた金を建設投資に入れておりました。それからいま指摘をいたしましたように債券を加入申込者にある意味で強制的に買わせてそれを資金に当てておりました。ところが利子が高いのです。少なくとも値上げをしなければならぬという緊急事態のときには私は三木内閣とされまして電電公社に応援できるだけしていただく。そうでないといふ国民が納得しないと思ひます。そういう意味で、先ほどお年寄りの電話等十分検討したいというところではございす。いま申し上げましたような趣旨からすれば、高い利子を払つておる。しかもこれは外国に例がないのです。電話をつけるときに東京の場合ですと十五万円も債券を買わなければ電話をつけないう。こういうのは外国に例がないのです。そういうような点から見まして、私は、この点につ

いても利子補給等の措置をされる必要がある。少なくともそのことについていま明確にお答へいただくわけにいかなければ、これは十分に検討に値するもの、だといふくらいは御答弁はいただきたいと思ひます。

○村上国務大臣 御指摘の点については十分に検討いたしましたと思ひますが、具体的な問題でありますので、事務局からお答へさせます。

○好本説明員 先ほどの御答へ、少し言葉が足りませんので補足いたします。

政府保証債の金利とほぼ同じというふうな拡充法で決めておられます趣旨のものは、すでに御案内のように政府の財政投資計画によるところの政府保証債、政府引受債というものは、いわゆる政府の方の御援助によりまして、一般の市中金利と比べますと非常に低い金利であります。その点につきましてはすでに国の方から非常に御援助をいたしているというふうな理解をいたしておりました。

○森井委員 あなた、答へなくてもいいものを答へてくれたから……。そうすると、電電公社としては加入者が買つた債券、この利子は負担になつていないのですか。

○好本説明員 お答へいたします。もちろん負担になつておまして、年々債券の金額も残高がふえますので財政の一つの圧迫になつておます。ただ、ほかの市中金利と比べるとまだ非常に御援助をいたしているということをお申し上げたわけでございす。

○森井委員 時間が余りありませんので、次の質問に移りたいと思ひますが、設備料というのは何ですか。

○玉野説明員 お答へ申し上げます。

設備料につきましては、新しく電話をおつけいたします場合に、それに対する工事費の一部を負担していただくという性格のものでございす。

○森井委員 工事費の一部を負担してもらつたという点になると、ある程度原価主義でいくわけですね。

○玉野説明員 お答へ申し上げます。設備料をいただきますときには、新しく電話をつけます場合の工事費といふことは、それにかかる経費を全部いただくのじやございせん、その一部でございす。

○森井委員 今回、設備料を五万円から八万円にされるわけですが、御説明によりまして、昭和四十六年に現行五万円に上つたわけですね。そして今回八万円、六割引き上げというわけですね。その理由として、あなたの方の説明によりまして、昭和四十六年の物価と現在の物価とを比較をしてみまして五万円を八万円にしなければならぬ、こういう説明になつておるわけですね。この点、どうですか。ずいぶん食い違いがあると思ふのだけれども。

○玉野説明員 お答へいたします。

いまの説明はPR用といひますが、一般の国民の方に対する説明で、私もが納得していただきたと思つた説明の方法でございす。設備料を上げる理由は、基本的にはいま先生おっしゃいましたように原価主義でございす。それで、工事費の全体の中で一応着目をしていただいております。昔は加入者専有部分と言つておりました。が、宅内設備あるいは加入者線路という、加入者に一番近いところの価格を中心にもとめて二万円当時から決めてその一部をいただく、こういうことになつておつたわけでございす。昭和四十六年から今日までの部分につきましては、大体当時七万円であつたものが十二万五千円、約七割程度上がりました。これは、その間にいまの石油ショックがありまして、物価上昇、人件費、工費の上昇によつて上がったわけでありす。したがつて、純粹の原価主義から言へば七割上げるべきかわかりませんが、そうでなくて、国民の方に納得をしていただくためには、一般の物価指数が当時と比較いたしますと今日六割上がったので六割にとどめた、そういう形で、四十六年当時新規に申し込まれた方とほぼ同じ負担でもって電話が申し込める、こういう形で御説明を申し上げてお

るわけでございまして、基本的には先生のおっしゃったように原価主義に基づいて計算をいたしておるわけでございします。

○森井委員 いままでは確かにいま御答弁がありましたが、実際に費用がかかるからこの程度負担をしてくれということだったわけですか。いまPR用におっしゃったのは、私はひっかかるわけです。原価なら原価でいいのです。最後には原価とおっしゃいましたけれども、PR用には物価がこれだけ上がりましたからというのではやはり納得できない。時間の関係もありますから、明確に申し上げておきます。

そこで、原価主義になりますと私まだしっくりしないわけですが、けさほど総裁も答弁をしていらしたわけですが、本来ですと、昭和五十三年までの建設投資につきましても五千億ほどよいにかかると、ところが、それは新技術の導入によって建設投資の経費を削減するのだ、そういうふうな総裁は御説明になったわけですか。これは非常にウエートとして大きいわけですね。五千億の経費の節約。そうしますと、これは主として伝送路とか交換機あるいはケーブル、そういうような形になっておるようですね、五千億経費が削減できるなら、設備料をいまの五万円から八万円に引き上げる理由はない。もともと電電公社は年々歳々技術革新を行ってこられました。原価は逆にうんと安くなっておると思うのです。設備料を上げるというのはきわめて問題があるし、いまの説明から言われればこれは矛盾がある。しかも、けさもちよつと言いましたけれども、あなた方は大事なときは外国の例をお引きになる。設備料は何ですか。外国に例がありますか。——外国に例はあるんだ。例はあるんだけれども、外国と比べてこれは不当に高いじゃないですか。今度八万円になるということですが、これだけの設備料を取っている国がありますか。

以上二点についてお答えを願いたい。
○遠藤説明員 先ほど総裁が新しい技術の導入によって五千億の投資を削減する、こうおっしゃい

ました。それはもちろんそのとおりでございますが、これは損益に見返りますと四千七百億ぐらいのあれになりました。私ども一応損益面でも四千七百億ぐらいの節約を見込みまして、なお、いまお願いしておりますような値上げを申請しておるわけですが、そこで、いまの技術の問題と宅内あるいは管理者線路の部分というのとは必ずしもそこにそれが全部当てはまるわけではございませんで、やはり宅内部分につきましては具体的な工事費とかいうものが多々ございします。先ほど申し上げましたように七割近い値上げになっておることは事実なんでございます。

それから第二点は、これは確かに先生のおっしゃるとおりで、私ども別に隠しているわけじゃないんですが、加入者債にいたしましてはこれは外国に例はございせんし、また設備料にいたしましては、外国に例はもちろん各国ございしますが、金額としては相当大きなものでございします。しかしそれは見ようによりますと、たとえば拡充法なんかにつきましては、外国はこれは要らないという意味じゃなくて、外国も資金面ではいろいろ工夫をしているので、むしろ外国の方からこの拡充法は非常にいい案だと言って研究をされておるようなわけでありまして、こういう短期間に三千万に近い加入者をふやしていくという大増設をやりますというゆるい拡充計画の中では、これは私はやむを得ない問題じゃないかと思っておりますし、それからまた、外国ではこれもほとんど例がないのですが、一つ電話を持ちますと、全国どこへ行っても、今度は設備料なしで孫子の代まで、北海道から九州へ移っても移動できる、そういう制度もその見返りにございします。それから拡充法につきましては、先年御討議をいただきました。昭和五十八年にこれが切れます。これは再延長はしないというお約束をしております。それまでの間にこの拡充計画を終わらせようと思っております。こういうことでございします。それらを勘案いたしますと、確かに先生御指摘の点はございします。が、この際八万円に値上げをさせていただきます。

い、こう申し上げておるわけでございします。
○森井委員 時間が来たようですから簡単にいたしますが、聞き捨てならなかったのは、けさほどの瓦委員と総裁とのやりとりの中だったと思うのですけれども、かつては内部資金が豊富であったけれども、最近では内部資金が不足をしまして、むしろファイブ・ファイブ・ファイブから、今度はさらに内部資金の比率が少なくなった。これはきわめて遺憾なことであって、そういう意味から値上げをしなければならぬ、こういう趣旨の話合いが続いたわけでありまして、私は設備料を外部資金に入れるというのがわからない。加入者債については、確かに加入者から債券を買っていただくわけでありまして、少なくとも設備料については、いま御答弁でも明らかにしたように、一部を負担していただくという形なんでしょう。明らかに内部資金じゃないですか。時間の関係で全部申し上げますけれども、貸借対照表の中では、資本剰余金として経理をされていまして、資本剰余金と内部資金とをいいます。資本剰余金と内部資金とをいいます。これは含めて外部資金に入れ、言葉は悪うございしますが、意図的にあなた方は内部資金が足りないというこ

とを表に出そうとしていらつしやる。ですから、いま言いましたように、これは具体的な扱いが問題なのです。再度この点について明らかにしたいと思います。

それから、最近郵政の労使関係の正常な点をいろいろ耳にしておるわけでございしますが、最後の質問として、この点についてお答え願いたいと思うのです。
郵政にしろ電電公社にしろ、労使関係の正常化こそ事業運営の基本ではないかと思うわけですが、特に郵政では、東海郵政局の不当労働行為の問題、新宿郵便局の紛争等、全国的に労使間の不信が伝えられておる。これらの問題の解決のために、郵政当局は一体どのように努力をいらつしやるのか、お答えを願いたい。また、解決の見通しはどうか、こまごまお聞きしたい。もし解決が長引くようなら、この問題については徹底的に追及をする用意

が私どもにございします。この点については、何もむずかしいことではございせんので、大臣から御答弁をいただきたいと思うのです。

もう一つ、大臣に御答弁いただきたい点がございします。それは、きょう屋に、私ども社会党の電通合理化対策特別委員会の勝間田委員長に、私どももお供いたしましたけれども、郵政大臣と会談をしていただきました。具体的に電氣通信事業のあり方並びに料金に関する方針について、私ども社会党はいわゆるナショナルミニマムを確実に実行していくという立場で長い間苦闘いたしまして、電氣通信事業の将来をどうするか、民主化の問題をどうするか、いかに国民の声を反映をし、経理をガラス張りしていくか、そういうふうなことを含めた具体的な提案を申し上げておるわけでございします。きょうのこととございしますから、直ちに大臣のこの問題に対するすべての見解をお聞きするわけにはいかないと思っておりますけれども、とりあえず大臣の心構えについてお伺いをしまして、私の質問を終わりたいと思っております。

○村上国務大臣 お答えいたします。
最初の、郵政関係の労使の問題ですが、紛争の問題については、新宿あるいは長崎あるいはまた東海地区等におきまして、まことに遺憾な紛争のありましたことについては、私もどうしても納得のいかないものがありまして、少なくとも郵政事業が国民の負託にこたえていくためには、従業員が一致結束して当たらなければならぬと思っております。やさきのこととありまして、まことに遺憾にたえません。何とかいたしまして、これらの問題につきましては一切私に責任のあることですから、少なくともわれわれの郵政省を守る従業員でありますので、これはひとつ私も十分決心して、そして今後こういう不祥事のないように努力してまいりたいと思っております。

それから、電電公社の基本問題につきましては、先ほどいただきました書類をもって今後十分に検討したいと思ひまして、通信部長の三ッ林君とちよつと会いましたので、三ッ林君にこの

ことを伝えて、そしてひとつ党内においても十二分に検討して成案を得てもらいたいというようなことを申し伝えまして、これらの問題につきましては積極的に検討してみたい、かように思っております。

○森井委員 終わります。

○伊藤委員長 島本虎三君。

○島本委員 しばらくぶりで、公衆電気通信法の一部を改正する法律案につきまして、私も若干疑義をただしていきたい、こう思うわけでありま

まず、その前に、大臣にちよつとお伺いしたいことがあるのであります。前からいろいろ問題になっておつて、一回や二回ではございせんが、村上郵政大臣は通信大臣も兼務してゐるのですか。どうもこの点わからないのであります。郵政大臣でしょうか、通信大臣でしょうか。

○村上国務大臣 郵政大臣だということになっております。

○島本委員 その点等におきましては、昭和三十三年三月第二十八国会、三十回国会昭和三十三年九月、それから三十一国会昭和三十四年一月、ずつとこうあるのでありますけれども、いまだにまだ通信大臣と郵政大臣が併立してゐるのであります。いま出された公衆電気通信法のみが「通信大臣」を「郵政大臣」に改め「こういふようなことになつてゐるのだ。ですから、これはいいのですよ。したがつて、郵政大臣はいま大いばりで、この公衆電気通信法の改正法案に対しては、郵政大臣としてここにはべつて、答弁してもいいことになるわけでありま

しかし、これはどういふことになりましようか。日本電信電話公社法第三條第二項、「通信大臣」ですね。電波法によると、九條四項、十五條、十六條一項、二項、二十條二項、六項、二十五條、六十條、みんな通信大臣及び通信省令ですね。郵便為替法もまた栄光ある通信大臣になつてゐるわけですね。そしてこの件については、昭和四十六年三月二十五日並びに昭和四十七年四月

十九日、それぞれ質問し、議事録では廣瀬郵政大臣あるいは井出現官房長官はすぐにこれを直すということを言明してゐるのであります。すぐに直すというところは直ちに直すことであつて、もう通信大臣は存在しないということなのであります。が、依然として村上通信大臣がまだ存在するのであります。これはちよつとおかしいではありませうか。このままにしておかないで、一つの法律ですつきりや改正すべきじゃありませんか。この点、今後もこういうことがあるのです。みんなこれを善意に解釈しながらやつてゐるから、あなたは通信大臣と言われないだけなんです。しかしあなた、半分ずつなんです。こつちの半分は郵政大臣、半分は通信大臣。すつきりと一本にして改正しませんか。

○村上国務大臣 島本先生の強い御要請によつて通信大臣が郵政大臣に改められたというふうな創建の由来を聞かされておりますが、とにかくいまだに直つていないところがあると思ひますので、それはその機会にその都度変えていきたいと思ひます。公衆電気通信法以外の法律につきましては、それらの法律を改正する都度改めていく考へであります。

○島本委員 余りこれに時間は費やしたくないのでありますけれども、やはりこれで一区切りつけないといけません。歴代の大臣はつけられなかつたのです。現に井出官房長官も、郵政大臣のときやると言ひながら依然としてやれないでゐるのであります。官房長官ですよ。村上郵政大臣のときにこれをきちんとやりませうか。栄光に輝く村上郵政大臣としてここに自他ともに許すような大臣になつてほしいのであります。

しかし、ちよつと気になるのが一つあるのです。電波法なりあるいは設置法なりそれぞれのの中に、郵政省の省名が通信省に改められるまでの間は「通信大臣」を「郵政大臣」と、「通信省令」を「郵政省令」と読みかえるものとなつてゐるのであります。これはいつ「郵政省」から「通信省」に改められるつもりですか。

○佐藤(昭)政府委員 お答えいたします。ただいま先生御指摘のとおり公衆電気通信法は今御提案いたしました中で「通信省」を「郵政省」に改める、また「通信大臣」を「郵政大臣」に改める、かように措置をいたしたいということ御提案申し上げております。

なおその他にも、ただいま御指摘ありましたように日本電信電話公社法あるいは電波法、郵便為替法にそれぞれ「通信大臣」といふような字句がまだございまして、これらにつきましては、先生が御指摘いただきましたように、井出郵政大臣あるいはまた廣瀬郵政大臣の当時にそういった点御指摘いただきまして、当時大臣からそれぞれ法律を改正する際に、それぞれの法律の改正案におきまして一括してそれぞれの字句を改めてまいりたい、かように申し上げてゐるところでございまして、今回公衆電気通信法は改正ということになりまして、そういう措置をとつたわけでございまして、その他の法律につきましても、なお現在のところそれぞれの法律の改正の具体案というものを得るに至つておりません。それぞれ改正の時期におきまして、ひとつずつそういった点を改めてまいりたい、かように考えておるわけでございまして。

○島本委員 郵政省とはそういうものですかね。問題を複雑にしちやいけませんよ。郵政省の省名が通信省に改められるまでの間は、通信大臣を郵政大臣と、通信省令を郵政省令と読みかえるものとする。こういうふうな読みかへ規定によつて読みかへてゐるのです。読みかへ規定の前提に、い通信省になるのですか、これがあつたのですよ。こういうことがないならば一挙にこの問題に対しては……何でもないじゃありませんか。その法律一つだけ改めたらいい。ここで公衆電気通信法がこれによつて今回改まるのです。——今回改まるかい改まるかわかりませうけれども、とにかく改まる。しかしこれを実施するのは公社でしよう。日本電信電話公社法第三條二項「通信大臣」またここに存在するのです。四谷怪談みたいじゃありませんか。一つの法律でやつてもこれを実施

する主体にはまだこれが残つてゐる。電波法に至つてはすべて全部残つてゐる。郵便為替法にも第三十七條の三に残つてゐるのです。こういうようなものを全部修正すれば何でもないじゃありませんか。今回公衆電気通信法の一部を改正する法律案をやつたついでにこれも一緒にやつてしまえばいいじゃないですか。一つ一つやらなければならぬというのには官房長、だれがそれを決めたのですか。至近的に、最も近い機会があつたならばこの問題は精査して改定すると言つてゐるのです。何も一つ一つやつていくなんて言つてないです。これは怠慢以外の何物でもないと思つております。通信大臣の御答弁を願ひます。

○村上国務大臣 これは間違つてゐるのですから、いま通信大臣というものはないので、これはどういふ機会にやるか、私は法律的には精査いたしておりませうけれども、しかしこれははなつたのをおぼろげにおく理屈はございせん。十分検討した上で御期待に沿うように改めたいと思ひます。

○島本委員 この問題に対しては余りやりませうけれども、大臣やはりこれはあるのはわかつてゐるのですから、今度郵政省の何かの法律をやる機会にこの点指摘してもいいのです。読みかへ規定にしておくとなおその前条が残るのですから。い通信省になるのかかわらないのに、こういうふうになるまでの間となつてゐるのですから。こういうふうなのはきつちとしておいた方がいいのであります。この点においては一挙にこの次にはこれを改正すべきです。郵政官僚の怠慢をあなたから許さないようにしてやつたらいいですよ。いいでしよう、それは。はつきりやると言つてください。簡単にできるのですから。

○村上国務大臣 御指摘のとおりに努力いたしましう。○島本委員 その点については大臣の答弁に心から期待し、実施を望みます。今回の公衆電気通信法の改正法案の中にちよつ

と私が不思議でしようがないことが一つあるの
あります。通信委員会の方面には私は余り来てお
りませんので、そういうようなことになるのかも
しれません。しかしいろいろな財政上の問題、収
入減、支出増、こういうような問題でいまここ
いろいろと改定案が出されているのであります。
その中で国際電報の持っている国際料金の滞納が
ある場合には国内通話も停止ができるという問題
がここに提起されているのであります。私はこの
問題に対してはちよつと理解に苦しむのでありま
すが、本条の立法の趣旨はどういうところに存在
するのでしょうか。経費が不足だと言いがらも
国際電報の方の滞納のために国内通話も全部ス
トップさせる、これだったら不足なのに上塗りす
るようなことになるじゃありませんか。どうもこ
の点は理解に苦しみますので、本条の立法の趣
旨をお聞かせ願いたいと思います。

○松井(清)政府委員 ただいま先生御指摘ござい
ましたが、公社は国際電報から要請があったとき
は、国際通話の料金を滞納している加入電話加入
者について一定の期間その加入電話の通話を停止
することができるといふふうに定めたわけござい
ます。ただいま先生の御質問は、この料金改定
問題等で非常に財政逼迫している折から、電報公
社がなぜこういう公社の加入電話を停止してKDD
の財政援助をしなければならぬのかという御
趣旨であるかと思うわけでございますが、この
国際通話の料金の中には国際電報の料金もござい
ますが、同時にまた公社の取り分としての国内公
衆電話の通話料も含まれておるわけございま
す。したがっていましてそういう意味から言うなら
ば、この国際通話の料金を滞納しておるといふこ
とになりますと、単にこれは国際電報だけの問題
ではなくして、ひいてはN.T.T.の収入にも影響を
及ぼすことになりかねないという点があるわけ
でございます。そういう意味から今回、KDD並
びに電報公社におきましてそれぞれ話し合いの
もとにこういって扱われることに取り決め
まして、現在法案として提出した次第ござい

ます。

○島本委員 監理官、質問の要旨をはずさないよ
うに。こういうように財政不如意、そして収入
減、支出増、こういうようになっていくときに、
その理由があるのはわかるけれども、なぜ国際電
報の料金の滞納のために国内電話も全部とめな
ければならぬのか、これなんです。なぜなん
で、この理由。

○松井(清)政府委員 その債務の取り扱いにつ
きましては、今後引き続きまして国際電報と電報公
社において話し合われることと思いますが、この
ために電報公社が収入面において欠陥の生じない
ように国際電報において配慮していくということ
に原則的にはなっております。

(委員長退席、三ツ林委員長代理着席)

○島本委員 もうすでにこれだけの理由ではなし
に、収入減でしよう、支出増でしよう。そうなっ
ているとき、これが行われることによって収入増
になるのか、ならない。ならないことをなぜやら
なければならぬのだ、その趣旨を説明してくれ
というんですが、大体わかるようであらうな
で……。じゃついでに聞きますが、これをやると
国内、国外の料金のパーセンテージはどういう
うになるのですか。

○玉野説明員 国際電報の国際の電話収入がござ
いますが、その中の私の方の国内通話といいま
すか、これの占める割合でございまして全体で約
八%になっております。

○島本委員 八%ですか、八%ですか。

○玉野説明員 四十九年度のKDDの収入から見
ますと八%でございます。

○島本委員 KDDの収入全体との割合じゃない
のです。一通話かけたりすると、その問題、国
内線を通す、それから国外にも行く、これは国内
が二〇%、国外が八〇%、このような割合じゃな
いのですか、八対二じゃないですか。そんな低い割
合ですか。

○松井(清)政府委員 それぞれ対地によりまして
相違しておりますが、たとえばソウルの場合でこ

ざいますと国内通話料のウェイトは二七・五%、
ニューヨークの場合でございまして一三・七%、
香港の場合でございまして二三・五%等々ござ
いまして、おおむね一〇%から二〇%台を前後し
ておるといふような状況でございまして。

○島本委員 わかりました。

そうすると、国際料金の滞納のために国際通話
を停止することによって国際通話料の滞納が予防
できるのですか。

○松井(清)政府委員 そのように考えておりま
す。

○島本委員 本当にそう考えますか。

○遠藤説明員 これは島本先生、実は数年前から
この通信委員会でも、たしか一番最初は阿部未喜男
先生が火をつけられた問題だと思っております。決して
皮肉で申し上げておるわけじゃないのですが、私
どもの方は当初これに対して、KDDの料金のた
めにうちを通話停止にするということ自体より
も、料金徴収について全電通の組合員が非常に苦
労しておる現状、現在公社の収納率が九九%に近
いわけですが、それには二十年の歴史があつて、
やはり労使一体となつてこれをやってきたわけで
あります。KDDは、率直に申し上げてその点
で少し甘いんじゃないかという問題ですとか、あ
るいは今度KDDの問題で通話停止をいたします
と、全然わからない請求書に基づいて加入者に通
話停止を全電通の組合員がやるわけでございます
から、私どもの組合員にも相当納得のいく説明を
しないといけない、そのための窓口のトラブルな
んかについても結局組合員が負担をこうむるので
御勘弁願いたいということと申し上げてきて
おつたわけなんです。ところがその後、阿部先生だ
けじゃなくて、KDDの方にも伺いますと、実は
KDDの料金収入の中で、全部の外国通話がそう
じゃなくて、ある特定対地に対する通話に対して
計画的に満納する、こういうのが、金額もたしか何
十億とかいう数字で非常に多いということになり
ますと、まあ郵政省のお考えも、郵政省は結局電
報公社とKDD両方の監督官庁でございましてから、

両方の立場を考へて、何とかならぬか、こういうお
話もございました。私も決して電報だけの立
場ではなくて、やはり国全体の立場からさういっ
た意味の、KDDのために考えなくちゃいけな
いのじゃないか。いまの御質問のように、これを
やることによってある特定対地のしかも相当多数
の金額がKDDに未収金で残るのじゃなくて実収
で入ってくるということになりますと、いま営業
局長が申し上げましたように、私どもの方への国
内分収分もそれだけ入ってくるわけでございます
から、金額はわずかでございましてすけれども、やは
りわが方にとつても若干のプラスはある。そして
またこういう法律をつくりましたからといって、
すぐあしたからさういふぐあいになるというの
じゃなくて、これは組合とも話をしておるのです
が、KDDも話をいま進めておりますが、やは
りKDDもやっていたことは十分やっていた
だき、そしてうちの組合員が通話停止がやりやす
いような条件をある程度つくった上でやる。そし
てそれに要する経費ですね、今度はいろいろなト
ラブルなんか要する経費がございまして、そ
ういったようなものについてはKDDから後で支
払っていただく、こういうことで赤字もなくて
いく、こういうお話し合いをいま郵政省御指導の
もとに進めておるわけなんです。そしてまあ郵政省、
大岡裁判じやありませんが、両方うまくいくよう
にいきたいということ、これは多年、たしか
三、四年前からだとも思いますが、懸案事項をこ
の法律改正によって両方がうまくいくようにめど
がつきましたので、今回郵政省で御提案になつた
ものと私どもは伺つており、またその線に従つ
て、その御指導に従つて現在KDDと折衝を続け
ておるわけでございます。

○島本委員 公社の方は折衝をし続けているとい
うことであります。以前、この問題等についてさ
すがに通信委員会が阿部委員やその他がこれを十
分やったというのを聞いて安心したわけであり
ます。しかし依然としてこういうふうに残ってい
るということは、通信大臣と一緒に、これはまた

皆さん方は残しておくことに意義を感じているんではないか、こうさえ思われます。一体、これはもう早く解決しないといけませんよ。ほんの少しだとしても、そういうような集団的に特定の者がそういうようなことを計画し、そしてそれを実行している。それは犯罪じゃありませんか。これはやはりそういうような計画的な滞納だとすると、意思があるところをまた実行に移した、犯罪じゃありませんか。そんなやつはなぜ警察権の実施を認めないのですか。やはりそういうふうにしてやうて——これは郵政省なんですか。電電公社が進んでやうてもらうのですか。郵政省がやらしているのですか。これをする滞納金の支払い見込みがそれによってあるということになるのですか。この措置によって公社の年間減収額、こういうふうなものに対してはKDDが支払うのですか。そういうようなことをきかちとして郵政省はやらせているのですか。この点に対して、私は初めて来て、今回初めてこの公衆電気通信法の改正法案を見て、私自身、この点に疑問を感じたのであります。もしいままでこういうふうなものが数回にわたって論議されているというなら結構であります。なおさらこの際にきちとさせようじゃありませんか。まして国民に重大な影響を与える値上げ法案、この中でこういうようなことを強いているというふうなことに對しては、ちよつと私も私としては理解ができないのであります。これはもう進んで公社がこういふふうによつてくれと求めたのですか。郵政省でこれをやらしているのですか。いづれなんでしょう。

○佐野(芳)政府委員 お答えいたします。

いま公社当局からなる御説明がありまして、私がおの会にお世話になる前からこの問題が出されておりました。ただし先御理解のようにこの問題はKDDとNTTといいますが、電電公社が絡んだ問題、そこにまたそこで働く職員といいますが、組合が絡んだ問題で、郵政省としては、先ほど私どもにかわつて説明がありましたように、KDDの事業も電電公社の事業もうまくいくように何とか調整をとつてもらいたいと思つておたわけてございまして、したがひまして解決が長引いたのはやはりその辺の調整の仕方がむづかしい。それからちよつと口幅つたい言い方ですけれども、この問題だけで公衆法を改正していただくというのなかなか大変で、チャンスをとらつていたということもございまして。

それからもう一つは、私も公社の料金収納事務については多少心得ておるつもりでございまして、確かに非常に徹底的に計画を立てて緻密にやっております。その点についてKDDも滞納金が非常にふえてまいりましたし、財政的にも非常に響いてくるということで、ここ数年ぐらゐ前からこの問題に非常に熱心に取り組み出したところでございまして、まだまだ詰めるべき点があるんじゃないかというふうな私ども常々指導してきたところでございまして、KDDもそういうムードが高まり、施設のにも相当設備がされるということでございまして、ちよつと料金改定の時期ともぶつかりましたし、公社の方にも十分事情をお話ししましてその辺の調整をとりながら今回改定をお願いしたという経緯でございます。

○島本委員 二つ質問すると一つくらいしか答えないんですね。減収額についてはKDDが支払うことになるのかどうかということ、それからこれをやることによって滞納金を支払う見込みがあるのですかと、これを聞いています。

○佐野(芳)政府委員 失礼しました。KDDが未収になった分でも公社に当然払うべきものは払っております。

それから最後の、この措置をいたすことによつて滞納金が回収できるかどうか、それからもう一つは、先ほどちよつと漏れましたけれども、警察その他の話が出ましたけれども、現在におきましてもKDDにおいていゆる法的措置といひましようか、非常に悪質なものについては、調べました上で訴訟といひましようか、裁判にかけて、もちろん裁判費用等も相当かかると思いますが、やはり筋目を通すということとそういう措置もしております。

ます。それからこの措置がとられましたら、少し時間はかかるかもしれませんが、やはり通話停止ということが加入者に与える影響といひましようか、それが非常に響いてまいりまして、従来よりは回収率がよくなるというふうな考へております。

○島本委員 これは先ほどの答弁が誤りでないとするならば、計画的な滞納だといふんでしよう。これは相当多数の者だといふんでしよう。特定多数の者だといふ。意思があつて実行しているんですから犯罪じゃありませんか。滞納もぐつとたくさんある。注意してもやめない。外交問題でもあるんじゃないやしませんか、こういうのは。ただ単に内部でこつそりと通話だけめればそれで事足りる、余りこそく因循ではありませんか。もつと主張すべきものは主張したらどうですか。どうもこの点は弱腰だ。これはもう事務当局はだめだとして、大臣、こういうふうなのを聞いたら、ある特定な国でしよう。外交機関もあるでしよう。そのための特殊の機関もあるでしよう。やられつ放し、やられこつばいなんて、こんなばかな話ありませんね。もしこういうふうなことが続いたら犯罪としてもこれはできる。もしそうでなかったらこれは外交手段に訴へてもできるはずのものなんです。なぜこそくなこの手段しかとらないのですか。今後これに對して郵政省としての一つの態度、立場、こういうふうなものに對して大臣、きちつとしないだめだと私は思うのです。いまこれ出たのはほんの少しだ、少しであつてもこれは国際的な問題でしよう。信頼と友好に欠けるでしよう、こんなことをしたら。それが特定の国だった場合はいゆる外交問題じゃありませんか。きちつと内閣としてすべきじゃありませんか。御所見を伺います。

○村上国務大臣 お答えいたします。

法的な措置についてはKDDにおいて十分とおるようでありましようけれども、ただそれだけでは実効が上がらないといふこととどういふようなことをお願いしているわけでございまして、御指摘のとおり非常に私どもも重要視いたしており

ます。○島本委員 どうもだめですな。これじやまた通信大臣と一緒に残るんじゃないやしませんかね、この負債が。もう少し——大丈夫ですよ。内閣なんかなくなつてもいいから、あなたがしりだけ郵政がいんですよ、この際。いつも優秀な人だけ郵政大臣になつて来ているんですよ。いま三木内閣に對する批判があるにしても郵政大臣に對する批判はないやしませんか。いまの答弁、だめです。監理官なんかの言うことを聞いちゃだめだ。あなた自身はつきりしたことを言えはいんですよ。国際的な機関があるでしよう。そういう機関を通じてきちつと日本の態度を明らかにすべきですよ。私はこれは日本の国、政府としても重大だと思つておるからです。どうです、ひとつ今後ものがしりやしませんか。二度とこういうふうなことが提案されないようにやしませんか。大臣の決意です、今度

は。

○村上国務大臣 方法は先生よりもつと強いことを考へておりますが、第一段階としてまずこの程度のところからやらせていただきたいと思つております。

○島本委員 まことに不満であります、次に移らせてもらいます。

電電公社、この高度経済成長政策が、いわば産業優先といふことで、公害、環境破壊、それがもたらされた結果の反省が、今度は福祉社会の志向といふことになつてあらわれてきておりますが、あえて申し上げます、こういうふうな波乱の多い経済界の中で、その影響を正面切つてまともに受けなかつた企業として電電公社の電気通信事業がある、こう思つていふのであります。電気通信が今日の社会経済に不可欠な存在となつていふ、これはもう私なんか言う必要もないほど周知の事実であります。まして電話そのものは、すでにいまや生活体系の中に操り入れられて、そして生活必需品、こういうふうなことになるわけであり

ます。○島本委員 どうもだめですな。これじやまた通信大臣と一緒に残るんじゃないやしませんかね、この負債が。もう少し——大丈夫ですよ。内閣なんかなくなつてもいいから、あなたがしりだけ郵政がいんですよ、この際。いつも優秀な人だけ郵政大臣になつて来ているんですよ。いま三木内閣に對する批判があるにしても郵政大臣に對する批判はないやしませんか。いまの答弁、だめです。監理官なんかの言うことを聞いちゃだめだ。あなた自身はつきりしたことを言えはいんですよ。国際的な機関があるでしよう。そういう機関を通じてきちつと日本の態度を明らかにすべきですよ。私はこれは日本の国、政府としても重大だと思つておるからです。どうです、ひとつ今後ものがしりやしませんか。二度とこういうふうなことが提案されないようにやしませんか。大臣の決意です、今度

は。

○村上国務大臣 方法は先生よりもつと強いことを考へておりますが、第一段階としてまずこの程度のところからやらせていただきたいと思つております。

○島本委員 まことに不満であります、次に移らせてもらいます。

電電公社、この高度経済成長政策が、いわば産業優先といふことで、公害、環境破壊、それがもたらされた結果の反省が、今度は福祉社会の志向といふことになつてあらわれてきておりますが、あえて申し上げます、こういうふうな波乱の多い経済界の中で、その影響を正面切つてまともに受けなかつた企業として電電公社の電気通信事業がある、こう思つていふのであります。電気通信が今日の社会経済に不可欠な存在となつていふ、これはもう私なんか言う必要もないほど周知の事実であります。まして電話そのものは、すでにいまや生活体系の中に操り入れられて、そして生活必需品、こういうふうなことになるわけであり

ます。○島本委員 どうもだめですな。これじやまた通信大臣と一緒に残るんじゃないやしませんかね、この負債が。もう少し——大丈夫ですよ。内閣なんかなくなつてもいいから、あなたがしりだけ郵政がいんですよ、この際。いつも優秀な人だけ郵政大臣になつて来ているんですよ。いま三木内閣に對する批判があるにしても郵政大臣に對する批判はないやしませんか。いまの答弁、だめです。監理官なんかの言うことを聞いちゃだめだ。あなた自身はつきりしたことを言えはいんですよ。国際的な機関があるでしよう。そういう機関を通じてきちつと日本の態度を明らかにすべきですよ。私はこれは日本の国、政府としても重大だと思つておるからです。どうです、ひとつ今後ものがしりやしませんか。二度とこういうふうなことが提案されないようにやしませんか。大臣の決意です、今度

は。

○村上国務大臣 方法は先生よりもつと強いことを考へておりますが、第一段階としてまずこの程度のところからやらせていただきたいと思つております。

○島本委員 まことに不満であります、次に移らせてもらいます。

電電公社、この高度経済成長政策が、いわば産業優先といふことで、公害、環境破壊、それがもたらされた結果の反省が、今度は福祉社会の志向といふことになつてあらわれてきておりますが、あえて申し上げます、こういうふうな波乱の多い経済界の中で、その影響を正面切つてまともに受けなかつた企業として電電公社の電気通信事業がある、こう思つていふのであります。電気通信が今日の社会経済に不可欠な存在となつていふ、これはもう私なんか言う必要もないほど周知の事実であります。まして電話そのものは、すでにいまや生活体系の中に操り入れられて、そして生活必需品、こういうふうなことになるわけであり

ます。○島本委員 どうもだめですな。これじやまた通信大臣と一緒に残るんじゃないやしませんかね、この負債が。もう少し——大丈夫ですよ。内閣なんかなくなつてもいいから、あなたがしりだけ郵政がいんですよ、この際。いつも優秀な人だけ郵政大臣になつて来ているんですよ。いま三木内閣に對する批判があるにしても郵政大臣に對する批判はないやしませんか。いまの答弁、だめです。監理官なんかの言うことを聞いちゃだめだ。あなた自身はつきりしたことを言えはいんですよ。国際的な機関があるでしよう。そういう機関を通じてきちつと日本の態度を明らかにすべきですよ。私はこれは日本の国、政府としても重大だと思つておるからです。どうです、ひとつ今後ものがしりやしませんか。二度とこういうふうなことが提案されないようにやしませんか。大臣の決意です、今度

は。

○村上国務大臣 方法は先生よりもつと強いことを考へておりますが、第一段階としてまずこの程度のところからやらせていただきたいと思つております。

○島本委員 まことに不満であります、次に移らせてもらいます。

電電公社、この高度経済成長政策が、いわば産業優先といふことで、公害、環境破壊、それがもたらされた結果の反省が、今度は福祉社会の志向といふことになつてあらわれてきておりますが、あえて申し上げます、こういうふうな波乱の多い経済界の中で、その影響を正面切つてまともに受けなかつた企業として電電公社の電気通信事業がある、こう思つていふのであります。電気通信が今日の社会経済に不可欠な存在となつていふ、これはもう私なんか言う必要もないほど周知の事実であります。まして電話そのものは、すでにいまや生活体系の中に操り入れられて、そして生活必需品、こういうふうなことになるわけであり

ます。○島本委員 どうもだめですな。これじやまた通信大臣と一緒に残るんじゃないやしませんかね、この負債が。もう少し——大丈夫ですよ。内閣なんかなくなつてもいいから、あなたがしりだけ郵政がいんですよ、この際。いつも優秀な人だけ郵政大臣になつて来ているんですよ。いま三木内閣に對する批判があるにしても郵政大臣に對する批判はないやしませんか。いまの答弁、だめです。監理官なんかの言うことを聞いちゃだめだ。あなた自身はつきりしたことを言えはいんですよ。国際的な機関があるでしよう。そういう機関を通じてきちつと日本の態度を明らかにすべきですよ。私はこれは日本の国、政府としても重大だと思つておるからです。どうです、ひとつ今後ものがしりやしませんか。二度とこういうふうなことが提案されないようにやしませんか。大臣の決意です、今度

は。

○村上国務大臣 方法は先生よりもつと強いことを考へておりますが、第一段階としてまずこの程度のところからやらせていただきたいと思つております。

○島本委員 まことに不満であります、次に移らせてもらいます。

電電公社、この高度経済成長政策が、いわば産業優先といふことで、公害、環境破壊、それがもたらされた結果の反省が、今度は福祉社会の志向といふことになつてあらわれてきておりますが、あえて申し上げます、こういうふうな波乱の多い経済界の中で、その影響を正面切つてまともに受けなかつた企業として電電公社の電気通信事業がある、こう思つていふのであります。電気通信が今日の社会経済に不可欠な存在となつていふ、これはもう私なんか言う必要もないほど周知の事実であります。まして電話そのものは、すでにいまや生活体系の中に操り入れられて、そして生活必需品、こういうふうなことになるわけであり

ます。○島本委員 どうもだめですな。これじやまた通信大臣と一緒に残るんじゃないやしませんかね、この負債が。もう少し——大丈夫ですよ。内閣なんかなくなつてもいいから、あなたがしりだけ郵政がいんですよ、この際。いつも優秀な人だけ郵政大臣になつて来ているんですよ。いま三木内閣に對する批判があるにしても郵政大臣に對する批判はないやしませんか。いまの答弁、だめです。監理官なんかの言うことを聞いちゃだめだ。あなた自身はつきりしたことを言えはいんですよ。国際的な機関があるでしよう。そういう機関を通じてきちつと日本の態度を明らかにすべきですよ。私はこれは日本の国、政府としても重大だと思つておるからです。どうです、ひとつ今後ものがしりやしませんか。二度とこういうふうなことが提案されないようにやしませんか。大臣の決意です、今度

は。

○村上国務大臣 方法は先生よりもつと強いことを考へておりますが、第一段階としてまずこの程度のところからやらせていただきたいと思つております。

は、電気通信事業においてもナショナルルミナマムの姿勢が重視されなければならない、それが今後の電電公社としてとらなければならない重要な問題点である、私はそう思っておりますが、これに対する公社のお考えを承りたいと思います。

○米澤説明員 お答えいたします。

ただいま質問の中にもございましたが、高度成長から安定成長に移るといふ過程におきまして、福祉社会建設の上で電気通信が持つ役割りはきわめて大きいと思います。その拡張計画あるいはサービス面のにおきましても、ナショナルミニマムという考え方を十分取り入れて、福祉社会実現の重要なメディアとして運営していきたいと思っております。

○島本委員　それで、今度は電気通信監理官、ナシヨナルミニマムとは何ですか。

○松井(清)政府委員 国家的最低限の水準あるいは保障等であるうと思います。

○島本委員 一般的には大体いままで言った答弁のうちで一番簡潔でしっかりしている。国民最低限の生活水準を意味していますわね。そうですね。国家がその社会的責任として最低限度の水準を保障するという意味を持っていますわね。この保障の点では監理官どう考えますか。

○佐野(芳)政府委員　お答えいたします。

先生のお尋ねですが、ナショナルミニマムとは何かという御質問がありまして、その後について私にどう考えるかというお話でございますから、郵政省あるいは電電公社、日本の電気通信施策というものがナショナルミニマムに対して十分満足しているかどうかという設問かと思えます。(島本委員「そこまで言っていないよ」と呼ぶ) そういうふうなことにやないかと思いますが、郵政省としては、電電公社が、迅速かつ確実な公衆電気通信役務をしかも合理的な料金であまねく公平に提供するというのもって設立された企業でございまして、これが公衆電気通信法の目的でございまして、これは先生の十分御承知のことだと思います。具体的にどういふことかといいますと、

もございますが、全般的に言えますことは、住宅電話の普及といえますが積滞の解消といましょ。うか、加入電話の充足あるいは農山漁村あるいは離島などにおきます通信の確保、その他先ほど言

いました福祉電話の充実、こういうものを充足す

ることが公社の使命でございますし、そういうやうに指導するのが郵政省の役目かと思ひます。

○島本委員 一歩先を越されましたよ。そこまで聞いていないのですが、まあ結構。よくわかりました。それは大体電電公社としての考えているナショナルミニマムの具体的なものだということになりますね。わかりました。

そうすると、五十二年度末で電話は完全充足されることに計画なっていますね。申し込めばすぐつく電話、こういうようなことでございまいしょう。

う。そうすると、老人福祉電話、住宅電話、それから離島電話やその他、こういうようなのを充足してしまつて、五十二年度で一応は電話は完全充足となる。では、その後はこれはどういうことになりましょうか。完全充足してしまつた後、これだいいいということになるのでしょうか、それともまだまだ足りないということになるのですか。

○興説明員 お答え申し上げます。

五十二年度末で積滞解消という目

て、現在、いまの予定でまければできると思つておりますが、その後におきましても、実はいわゆる自然の需要増がございまして、この測定はむずかしゅうございますが、毎年世帯はふえてまいりますし、あるいは人口もふえる、あるいはその他いわゆる御商売の方もつけるといふようなことで、われわれは、年々かなりの需要が出るものと見込んでおります。(「積滞は解消しないじゃないか」と呼ぶ者あり)

○島本委員　そうす

言がありましたけれども、五十二年度末で申し込めばすぐく電話になる。五十三年度までの――これはもう私どもとして、計画を策定する前に、申し込めばすぐく、こういうふうに考えている

わけですけれども、その後も残るのでしょうか。それともまた五十三年度までの公社の建設計画のの中身、こういうようなものも入れて、では計画局長、ひとつあなたの持ち前でしようから、十分に説明してください。

○與説明員 お答之申し上げます。

ちよつと言葉が足りませんで失礼いたしました
が、積滞解消と申しますのは、われわれ申し込め
ばすつとく電話でございまして、恐らく五十三年
以降は、われわれの計画どおりまいりますれば、
その年に出た需要、新規需要につきましては、遅
滞なく応ずることができる。この考え方はいろいろ
ございしますが、大体最大でも三カ月以内にはつ

ける。申し込んですぐつくというふうにはまいりません。また場所にもよりましようけれども、平均すれば全国的規模において申し込んだらすぐ

つくという意味ではわれわれはこれが積滞解消だ
 と思っております。言うならば需給均衡でござい
 まして、その年に出た新規需要に対して遅滞なく
 応ずるという形でございます。そのためには、わ
 れわれといたしましては、やはり必要な設備を十
 分用意しておかなければならないわけでございま
 して、設備自体は一年、二年でできるものでもござ
 いませんで、現在からすでに計画をいたしま

して、電話局の建設あるいは線路の建設あるいは

マンホールの設置、そういったものを進めまして積滞解消の時代に備えたい、こういう意味でございます。

○島本委員 五十三年度までの公社の建設計画の中身ですが、電話局を建てたり、線路をやったり、マンホールをつくったりする、これが全部にやないでしょうか。この計画の主なものはどういうようなものでしょうか。

○興説明員 お答え申し上げます。

われわれは、計画しております

から五十三年の三年間で約五兆、五兆四百億を想定しておりまして、そのうち四兆六百億程度をもちまして電話あるいは各種電話サービスをしたい、あと、その他、データ通信、画像通信、含め

まして五兆を想定しております。工程で申しますと、その一番主なものは一般加入電話でございます。一般加入電話七十七万を架設したい。内訳を申しますと、そのうち百二十七万が事務用でございます。六百四十三万が住宅用でございます。

す。その他、公衆電話は十四万五千、市外電話回

線は四十三万回線程度を想定しております。

○島本委員 住宅用電話の建設資金は、現在、一加入当たり幾らぐらいくものですか。

○長田説明員 お答えいたします。

いま一電話当たりの創設負担金！

実は建設勘定予算を編成いたします場合には個々の工程を積み上げて編成をしておりますので、したがって電話の特質からいまして、大ぜいのお客さんと共用で使っていただく設備が非常に多いございますので、これを細かく分計することには非常にむずかしい面がございます。また年度の予算の中におきましては、新規増設の分と、それから既設の加入者のみサービスの改善なり、あるいは呼量の増に見合う設備増であるとか、あるいは設備の老朽劣化に伴いますその取りかえ費用であるとか、こういう既設加入者の維持改良のための経費も含まれております。

また工事の面から見てみますと、新規加入者の増設のための工事、それからこの維持、改良のた

めの工事というのは一つの工事にまともて実施するといふことが非常に多うございますので正確な分計は非常にむずかしいでございます。しかし非常に大胆な前提を立てまして分計をしてみますと加入電話一加入当たりの創設のためには大体三十三万円を要するといふのが五十一年度から五十三年度の間の計画に対応する数字でございます。

○島本委員 たしか二、三日前のテレビでもそう

いうふうに言っていましたね。これは間違いない
ようです。そうするといま公社の具体的なナショ
ナルミニマムは老人福祉電話、積滞解消、住宅電
話、加入電話、離島電話、こういうようなものを
充足することだ、こういうようなことになってしま
けれども、公社が考えているナショナルミニマム、

え方であります。ただ具体的に、たとえばシルパーホンをつけるようになりますと若干毎月の経費が多いかいということがございます。しかし一般の電話ならそういうことがないのでございまして、それらを組み合わせた形でそれらの御要望に応じていくということを進めたいかと思っております。公社といたしましては、それらの方々に積極的に電話を使っていたという意図ははっきり持っております。

○島本委員 そうするならば、郵政大臣と総裁には、きょうだと思いましたが、私は行きませんでしたけれども「電気通信事業のあり方ならびに料金に関する方針」という文書を手渡されたらと思うのであります。その中に書いてある一部分、ことに「電気通信事業経営のあり方」の中のこれまた一部分、これからの電気通信事業の部分だけは、私はナショナルミニマムとしての国民の通信確保と福祉サービスの充実のために必要な要件だ、こういうふうに思っております。この部分については、住宅用電話を中心として加入電話の充足、これは公社と一致するところですが、「終日利用可能な公衆電話の充実」、これあたりは必要です。「災害時等における通信確保対策の推進」、日本にはこれが一番必要だと思っております。「公衆電報サービスの確保」「過疎地域における電話の普及と離島などにおける通信の確保」、これは公社の方でも考えられておるようであります。そして六番目には「福祉電話の充実」、そして「データ通信における公害監視、環境保全、気象観測、災害予知、流通監視、救急医療情報、過疎地域の医療充実のための心電図伝送、映像やデータ伝送の実施などの社会福祉型システムの推進」、これ一つやってもナショナルミニマムとしてびしっとするじゃありませんか。これは産業政策として出されたもので、やはり公社としても十分この意味を理解して、これを取り入れて今後の電気通信事業経営のあり方とすべきじゃなかろうかと思っております。

これを受けて、どのようにお考えになりましたでしょうか。これは郵政大臣も一緒でしたから、ひとつ郵政大臣の感想を聞かしてください。

○村上国務大臣 お答えいたします。

公社が迅速かつ確実な公衆電気通信役務を合理的な料金で、あまねくかつ公平に提供することが公衆電気通信法の目的でありますことは、先生御指摘のとおりでございます。具体的には住宅用電話など加入電話の充足、あるいは農山漁村、離島などにおける通信の確保と福祉電話の充実を図るなど、公社の指導について配慮してきたところであり、今後ともなお一層努力してまいらる所存であります。

○島本委員 総理府にこの際ちよつとお伺いしたい。

現在のわが国における世帯数は一体どれほどになっておりますか、そして今後世帯数は減る傾向にありますか、増加する傾向にありますか。第二番目、現在一般家庭の消費支出に占める通信料はどの程度になっておりますか、この二つをお知らせ願います。

○川村政府委員 お答えを申し上げます。

第一の、現在の世帯数でございますが、これは五年ごとに行なわれる国勢調査で出てまいる数値でございます。一番最近の昨年行われました五十年の国勢調査におきましては、全国の普通の世帯数は三千百三十九万世帯でございます。

第二は、今後世帯数の推移はどうかという御質問でございますが、この世帯数の問題はある意味で人口増に伴い世帯が割れていくという問題、それから従来の一般的に世帯数がふえてきたという二つの要因が絡まっておりますので、軽々に、これは幾ら増加するということの確に申し上げられなと思います。いままで過去五回の国勢調査の傾向からすれば、世帯数は引き続き今後ふえていくと見込まれております。もし細かいデータが必要でございましたら、過去からのデータの御提出を申し上げたいと思っております。

次に、消費支出の中にどのくらい通信費の金額及び割合があるかという質問でございます。これは実際には家計調査の結果によつて求めています。昭和五十一年の一年間の月当たり平均一世帯の消費支出の金額は十五万七千九百八十二円でございます。そのうちの通信費は二千二百二十二円、割合として一・三％でございます。その通信費の内訳と申しますのは、はがき代なりその他の封書等の郵便料それから電話電報料を含んだものでございます。

○島本委員 よくわかりました。

次に、電信電話料金のほかの物価への関連効果はどのようになるか、この点もお知らせ願います。電気、ガス、運賃、こういうようなものとの比較、ちよつとお知らせ願いたい。

○川村政府委員 お答えを申し上げます。

公共料金が一般的に物価全体にどのような影響を及ぼすかという問題は、一般的に申し上げて、波及の態様というのはいろいろ複雑な態様を持つておりますので、間接的な効果まで含めて影響を測定することは困難でございます。一つの例を申し上げますと、仮にダイレクトメーターを上げた場合に仮にこれが幾ら上がった、そうするとそれが意味でダイレクトメーターを出すところの一種のコストが上がるわけなんです、間接に仮に製品に影響するということのようなものは測定不可能でございます。で、仮に御質問の意味を直接的な影響というところに限って申し上げたいと思っております。それから料金でございまして、仮に御質問の意味を、一〇％以上昇した場合というふうに限つてこの直接的な影響をお答え申し上げます。

まず通話料でございますが、これが一〇％上がったときに現在の物価指数への影響は〇・一弱でございます。電報料につきましては、現在の消費物価指数にほとんど影響はございません。さらに運賃に限定して、電気代、ガス代、運賃、これは国鉄の場合に、これも一〇％上がったと仮定するならば、

この影響は〇・一強と考えていただいて結構であります。ガス代につきましても〇・一弱、国鉄運賃の場合も〇・一程度というふうにお考えいただいて結構だと思います。

○島本委員 それではわかりましたけれども、これはやはりナショナルミニマムの姿勢としても先ほど電電公社の米澤総裁もはっきりと答弁されましたけれども、ナショナルミニマムの姿勢、これは料金にも同時に貫かなければならないのじゃないかと思われましてございまして。いま総理府の方からいろいろ報告がございまして、やはり今後は世帯数はふえる、そうして三千百三十九万世帯、これは五十年調査、そうして一戸当たりこれまた通信費の占める割合が一・三％、直接波及の態様を見ると〇・一弱であるとかいろいろ申されました。このナショナルミニマムの姿勢そのものが、料金についても貫かなければならないのじゃないか、料金だけ別に突っ走る、こういうような態様じゃいけないのじゃないか、一応こう考えられるのでありますけれども、これはいかがなものでありましようか。私の考えは間違ひでしょうか。

○遠藤説明員 お答えします。

率直に申し上げます、ナショナルミニマムの考え方には設備だけではなく、それに対応する料金の問題、負担の問題も関連することは私も当然だろうと思っております。

○島本委員 じゃ遠藤総務理事、料金は体系の中でどのように具体化しようとしておりますか。またするつもりですか。

○遠藤説明員 とお答えいたしましたからといって、現在それらのものについての料金をほかのものより安くするという考えは、二、三のものを除きまして私の方は全然考えておりません。というのは、ナショナルミニマムの中にもやはりいろいろあると思うのでございます。確かに電話というもののは今日の社会においてだんだんナショナルミニマムの要素を占める率が多くなりまして、やはり電力、ガス、水道というより日常生活、衣食住に直接関係するものと比較をいたしま

ば、この影響は〇・一強と考えていただいて結構であります。ガス代につきましても〇・一弱、国鉄運賃の場合も〇・一程度というふうにお考えいただいて結構だと思います。

すと、電話というもののナショナルミニマムの比率は昔ほどではございませんが、やはり若干の距離もあろうかと思ひますし、また今日の料金体系の中から見まして、それらのものを現在私どもが提出しております法案の以下に下げざる必要は、私どもは現在の段階ではないと考えております。

○島本委員 これはいまの最後の言葉は、料金体系については下げる必要はないということですか。何かそういうふうに聞こえましたか……。

○遠藤説明員 そう申し上げたわけでありませう。

○島本委員 では、今度の公社の料金値上げ案の中で、ナショナルミニマムであるとか、福祉、こういうようなものに対して、どういうように具体的に載せてありますか。

○遠藤説明員 お答えいたします。

一般的に私どもは今度の法案の中に、その点は一一般の料金と同じような形で値上げを申請しておりますが、ただその中でも認可料金が落ちておりますものにつきましては、いろいろ考え方があろうかと思ひますが、これは郵政省の御指導によりまして、法案通過後私どもで検討させていただきます。たいと思ひます。たとえばその一つの例として、これはいろいろ御議論がありますが、公衆電話というようなものは、この際たとえば市内の公衆電話料は据え置く、相対的に下げるということになります。現在のままに据え置くというののも一つの考え方であるかと思ひます。

○島本委員 それくらいでしようかね。今後は申請認可料金の中でこれをやっていくし、公衆電話は据え置く、これがナショナルミニマムや福祉に対する具体策だ、こういうようなことだとすると、ちよつと公社として、遠藤総務、さびしいじやありませんか。総裁のいままでの答弁の中でも、ナショナルミニマムの要綱さえはつきりしておるのです。そして、その解釈まではつきりしているのです。あなたの方だけ飛び抜けて突っ走る、こういうようなことがあってはいけない。これはどういうことですかね。

○遠藤説明員 認可料金につきましては、現在まだ

法案が通過をしておりますので、具体的な内容をまだ郵政省と詰めておりませんが、その一例として公衆電話の場合を申し上げたわけですが、その他の端末、特に先ほどの福祉電話、シルバーホンのようなもの、こういったようなものの料金の決め方につきましては、一般の電話、端末の場合には効用部分を相当としますが、そうでなくて、こういったようなものについては純粋な原価主義で効用部分を加味しないというような形も一つの考えだろつと思ひます。ただ、これは私どもの考え、あるいは総裁の先ほど申し上げましたナショナルミニマムについての公社の基本的な姿勢に基づく考えでありまして、郵政省とさらに御相談をしながらはいけない問題であります。そういういたようなものを拾ひ上げていくと、私は相当数はあると思ひます。そういうところでございませう。

○島本委員 やはりどうもはつきりしない。まあはつきりしないというのはおかしいと言つてしまへばそれまでですけれども、この点は十分対処していかなければならない公社のこれからの一つの使命だと思ひます。その方面を度外視してこれからの電気通信の発展は考えられないし、考えることはまた批判の対象にもなるわけでありませう。したがって、いまこれを詳しく聞いたのです。が、余りはつきりしないのであります。これは具体的に、各省庁の方では、こういうような問題はこれまでだといふふうなデータまである。しかし、口では福祉電話なんか言つても、これは全部利益を上げる対象にしかすぎない、こういうようなことである、これは本当にさびしい限りであります。それにしてみましても、公社のこの料金値上げが必要に与える影響、こういうようなことを考えてございませうか。どのように予測してございませうか。これはたとえば住宅、事務、電報、こういうように分けて、ひとつ需要に与える影響についてお考えございませうたらお知らせ願ひたいと思ひます。

○遠藤説明員 お答えします。

いま提出をしております法案の中で、大ざっぱ

に分けて、設備料の問題、それから使用料といひます。普通料金の基本料であるのは通話料の問題、それから電報料、この三つに分けて考えます。先ほどお答えいたしましたように、現在価格といひます。物価換算で設備料を上げまして、これは若干需要に響く程度でございまして、そう大きな響きはないと思ひます。

それから通話料あるいは基本料につきましては、これは多年の経験と申します。余り回数が多いのですが、先ほど森井委員にもお答えをいたしましたように、一般的に通話増高の傾向もございませうし、そういった面から景気変動のようなものは別でございませうが、一般的には三カ月ないし六カ月は料金値上げによる影響があると思ひますが、三カ月ないし六カ月いたしますればもとへ戻るといふのが私どもの従来の経験であります。したがって、そういう形になるのではないかと私どもは予想しております。

それから電報料につきましては、これは一番大きな影響があるかと思ひますが、今日の電報料は一般のものに比べて配達を含めて不当に安いという点がございまして、本来の電報以外の使用方をしておる例が相当ございませう。たとえばサラ金の督促にこれを使うとか、そういったような不必要な電報の使用というものが減るとか、あるいは慶弔電報のようなものにつぎましては、これを今度三倍に値上げをさせていただく大きな原因だろつと思ひますが、やはり三倍になりますれば慶弔電報あたりは相当大きく永続的に通数は減ると思ひます。

いづれにいたしましても、そういったような点を弾性値として、私どもが今度の料金改正によつて得られる効果を数字的にあらわすときには、そういったようなものを織り込んで計算をしてございませう。

○島本委員 大体わかりましたけれども、設備料に対するいろいろな影響等についても進んでの説明があつたわけでありませうが、この設備料というものに対しては先ほど森井委員に対する答弁を聞

いておりますと、工事費の一部負担をしてもらふことだといふ御答弁があつたやうであります。これも、その正確なる基本料との関係はどうもあいまいであります。設備料を一万円に値上げしたときには、また一万円から三万円に値上げしたときには、一応その積算の根拠というやうなものの説明があつたはずであります。五万円に値上げしたときにはその積算の根拠、これがあいまいであり、負担金の性格はそのときからついてきていくわけでありませう。こういうやうにして一回一回この理由や性格が変わるということ、これはどうも私どもとして理解できない。当時この問題について、初め最も近い電柱から電話のある場所までと云つた。それから電話局からとした。ついその後小林郵政大臣のころには、それは決める規定によつてそれが設備料の規定になると云つた。それが地球の裏側からも起算することがあり得るかと言つたら、そのときは笑ひながら、あり得ないことではないと言つた。こういうやうにして、一回一回設備料、この性格が変わつてきているやうであります。私はこの設備料の性格が一回一回変わるということは、これはやはりよろしくないと思ひます。設備料は設備料としてきちつとしたものでなければならぬはずであります。そういうやうな設備料の影響もまああるわけでありませうけれども、しかし公企体としていまのような考え方、遠藤総務のような考え方だとすると、私はやはり問題が残ると思ひます。少なくとも料金値上げが必要を規制するやうなことになることを承知で値上げ案を提起する。これは公共性の放棄ではないでしようか。そういうやうな姿勢はそのまま貫いて、われこそは公共性を持つてゐる独占企業である、こういうやうに言つても、恐らくはもう口で言つても、羊頭狗肉である、こういうやうなことになるやないでしようか。私はやはりこの点について、国民に対してはつきり責任を持つべきであります。料金値上げが必要を規制する、それも承知の上で出さう。六カ月くらいの間には回復す

る。遠藤事務の御答弁であります。しかし料金値上げが必要を規制することを承知の上で値上げ案を提起するということは公共性の放棄だと思ひます。これについてどう思ひますか。これに対しては總裁の御意見を伺ひます。

○米澤説明員 お答えいたします。

最初に設備料でございますが、確かに過去においてはいろいろ経緯がありましたが、工費の一部を負担していただくための料金という小林郵政大臣、たしか四十三、四年でございませうか、そのときの解釈のとおりであります。過去のこととはそのときにすでに訂正されておつたというふうに理解しております。

それから需要の問題でございますが、現在の時点から考えましてあの三万円が五万円になった時点以後にオイルショックが起つておるのであります。五万円の設備料が八万円になつても、先ほど遠藤事務理事も答えましたが、全国どこへも電話が移動できるというシステムになつております。したがって、一遍電話を架設して持つた方は、その電話はどこへでも持つていく。それが過去においては一遍外してしまつてまたそれをつけるというので設備料を二度いただいた場合もありませんが、一遍入つていただければ、その一回きりでどこへでも電話が動くというように状況も変わつておりますし、それからまたオイルショック後の物価の上昇等もありますので、八万円になつても需要はほとんど変わりないのではないかとこのように考へております。

○島本委員 郵政大臣、これは最後でありますけれども、郵政大臣も電気通信事業のあり方並びに料金に関する方針、これは十分に御理解賜つたものだと思ひます。しかし、いまいろいろ伺ひましたとおり、今回のこの大幅料金の値上げは、需要に与える影響はある。通話料金の場合には三ヶ月から六ヶ月影響がある。また設備料金の場合もある。こういうような御答弁があり、いま總裁からもこの決意の表明があつたわけでありまして、しかしやはり料金の値上げが必要を規制

制することになることを承知の上で値上げ案を提起するのであるならば、その六ヶ月の間、これはやはり需要に対して影響がはつきりあるということとはわかり切つてゐる計画でありますから、その際にもそういうようなことのないように、落ちこぼれがないように十分それを検討した上でこれは提案しなければならぬはずで、それが公共性であります。公共性のあるものが、やはり利潤を先行させて、六ヶ月ぐらひはやむを得ないのだ、こういうような考へで出してくるというのは、公共性の放棄につながるのではないと思ひます。われわれとしてもこういうようなことがないよう

に、きょう大臣の手に電氣通信の料金のあり方について明らかにした文章が届いたと思ひます。十分公社としてもこれを取り入れて、そして郵政大臣としても十分いままでの論議の過程を踏まえて国民に対して責任を持つべきだ、それがいふやうな公共事業の最たるものである、こういうふうに思ふわけでありまして、責任を持たない公共事業なんかございせんから。その点からして、今後のこういうような公共事業に対する指導方針、と言うと大きくなるのですが、大臣の考へ方、姿勢です、今後さつとしないかと思ひます。これなんかいいことばかり書いてあるでせう。お経の文句よりいいです。したがって、こういうようなことを十分拳々服膺して、今後、「通信事業のあり方ならびに料金に関する方針」こういうのをものと熟読玩味して、そして十分その体系等も考へながら善処してもらひたい。これについて大臣のお考へを承ります。

○村上国務大臣 私の考へはほとんど先生が御指摘になつたので、別にこれといつて申し上げることもございせんが、先ほどいただきました、その御言及になつた点について十分検討してみたいと思ひます。なお、何と申しまして電氣公社の健全な経営によらなければならぬ問題が解決しないと思ひます。そういう点から申しましても、どうしてもこの程度の料金改定は御検討の上ぜひともひとつ御協力賜りたいものだ、私は

そう思つております。

○島本委員 では、これで終わりますが、一言。通信省令、通信大臣だけは村上郵政大臣を最後にして、もうこの世の中にこういうような幽霊が出ないようになつてから期待いたしまして、私の質問を終わる次第です。ありがたうございました。

○三ツ林委員長代理 平田藤吉君。

○平田委員 電氣公社の値上げ法案を中心に幾つかの点について質問したいと思ひます。

まず最初にお聞きしたいのは、公社は三年間の収支見込みということで一兆八千七百億円の赤字が出るというふうになっております。それが大蔵省などと相談してゐるうちに、三年間で一兆七千二百億円の赤字になるというふうに変つたわけですが、政府と折衝してゐるだけで千五百億円の赤字が減ることになつたわけですが、どういう理由なのか、ひとつ聞かせていただきたい。

○興説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘の一兆八千七百億の赤字が出るというふうな案を前につくつたことがございまして、これは昨年の十一月につくつた料金改定案の原案でございまして、その後、確かに政府にそれをお出しいたしましたから、政府の方でもいろいろ御検討になつたようでございまして、またちやうど昨年の末に新経済計画のフレームが出来まして、そういうものとの整合を図る、あるいは物価への影響その他を考へまして、五十一年度は基本料は五〇%増、原案は一〇〇%増でございまして、そういうような査定を受けたわけでございまして。そういうところを考へた上で、それで約千五百億円の査定を受けたもので、われわれといたしましてもそれに合わせるべくいろいろ検討いたしまして営業費その他を調整いたしまして千五百億円の減、赤字は一兆七千億ということにしたわけでございまして。

○平田委員

もう少し時間をかけてやつてゐると、もう少し大幅に減るのではないかとこのように思つてゐるのですが、そこいら辺はどう考へておられますか。

○興説明員 お答え申し上げます。

われわれの試算にはいろいろ前提がございまして、前提が変わればまた変わることがあるかと思ひますが、昨年の暮れに出ました新経済計画をベースにしてゐますので、そういうものが大きく変わらないう限りは必要はない、したがつてこれ以上は出ない、こう思つております。

○平田委員 ずいぶんやすやすと大幅に変更できるもの、ずいぶんいいかげんじやないかという気がしてゐるわけですが、三年間で料金改定をして、それによつて生まれる増収のうちの一千億円は公衆電話料金や専用線、それからテレックスなどの料金改定によるものだというふうにいわれてゐるようだけれども、それぞれの内訳をちよつと聞かしてくれませんか。

○玉野説明員 お答え申し上げます。

約三百億が公衆電話でございまして、それから約三百億が加入電信でございまして、残りが専用線の改定その他でございまして。

○平田委員 公衆電話料というのは五十年に一千七百七十三億といふふうに見ていたわけですね。これと、改定しないかすると三年間で幾らぐらゐなるものなんですか。

○玉野説明員 お答え申し上げます。

三年間で約三千三百六十億、いまのままでいきますとそれだけです。

○平田委員 平均して二五%上げると見て、大体一千億円になるわけですね。そうしますと、料金改定による増収のうちの一千億円、これが公衆電話だといふことになりませんか。さつきのお話ですと公衆電話三百億、それから電信三百億、専用四百億といふような内訳を言われていたのですけれども、公衆電話の方を値上げしただけで、データとかテレックスだとかいうのは別に入つてこないのじやないですか。そこら辺はどうなつておるのです。

○遠藤説明員 お答えいたします。

いまの公衆電話料につきましては、御案内のように現在の体系がどうなつておるかから御説明しな

いとあるいはおわかりにくいかわかりませんが、現在黒電話、加入電話の料金というものは、七円を単位料金といたしまして十四段階の距離別に秒数が異なっておるわけでございます。一番長いところは市内の三分、一番短いところは沖繩の二・五秒というぐあいに、それに対応いたしまして、現在は赤電話の料金、公衆電話の料金というもの七円という硬貨が使えませんが、十円というものをどうしても使わなくては行かない。そうすると、十円の硬貨に対応して、七円で二・五秒の場合が十円なら幾らかというところで秒数を若干長くして、一応平均して黒電話の体系と赤電話の体系が同じようにしてあるわけです。それを今度、黒電話が十円になりますのでそういう妙なわずかしい操作をする必要はなくて、黒電話も赤電話も秒数は全く同じでいい、こういうぐあいにあります。そうしますと、沖繩の分は二・五秒に戻ってくるわけですから、その分が増収になるわけですね。ところが、市内の一番長い三分のところは、昔から三分七円で黒電話がありましたし、赤電話の方は三分十円であります。したがって、三分十円のところはそのまま据え置きということになるわけですね。これを上げたかどうかという御意見も確かに一部にございますが、先ほど島本先生の御質問にもお答えしましたように、公衆電話の特に市内についてはナショナルミニマムの要素も強いのでこれを据え置くことにいたしました。と、赤電話を使って市外をかけるよりも、大半のものが、半分以上、たしか七割近いものが市内通話に終始しておりますが、その部分が据え置きという形になりますので、上がる部分が残りの二・三割ということで、先ほど先生が計算されたような千億円の増収にならないで、三百億のオーダーの増収になる、こういうことになるわけでありま

す。

○平田委員 それは、あなたの方では三百億程度の増収だという見方で予算を組まれているのですか。

○玉野説明員 公衆電話についてはそういう計算

で考えております。

○平田委員 これは、五十一年度の公衆電話の予算ですと千三百二十九億になっているのじゃないですか。

○玉野説明員 五十一年度でございますが、この公衆電話料は約千三百億で出ております。それで、増収部分が五十一年度は六十億でございます。

○平田委員 四十九年度と五十年年度の累積赤字は幾らになっておりますか。

○玉野説明員 四十九年度と五十年年度の累積赤字は、まだ五十年年度の決算が出ませんので正確な数字は言えませんが、大体四千九百億程度になるのではないかと、こういうふうに考えております。

○平田委員 その赤字の分類を部門別にちよっと聞かしてくれませんか。

○遠藤説明員 お答えいたします。

これは先般参議院でも共産党の山中先生にお話をいたしました。御案内のように公社の予算あるいは決算というものは分計主義になっておりません。収入面では電信電話収入というぐあいに

なっておりますが、支出面では人件費、物件費というふうな形で分かれております。ただ、内部の経営管理上、決算につきましてはそれぞれの項目でございまして、四、五種類ほどの分計を、大変大ざっぱでありまして、これは一つの大きな仮定を前提としていたしております。それで、五十年

度の決算におきましても当然そういうものが出てくると思うのですが、五十三年度までの現在お示ししました一兆七千億の赤字につきましてはそれはやっております。やつておられないのですが、同じような手法をやつたらどうなるという……。

○平田委員 そうじゃなくて、私が聞いていますのは、四十九年度と五十年年度の部門別赤字、四つか五つになっているでしょう、それをお聞かして

くでしようから、それを聞かしてもらいたい。

○遠藤説明員 金額がもし必要であれば、四十九年度のやつは後でお答えできるかと思いますが、五十年年度につきましてはまだ決算が出ておりませんので金額は無理だと思えます。ただ収支率とい

いますか、営業係数といえます。要するにプラスかマイナスかということになりますと、四十九年からその五種目、全種目につきまして、専用線が黒字のほかに全部赤字になりました。

具体的に申し上げますと、一番大きな電話部門の収支率が一〇〇%を超えましたし、加入電信につきましても一〇〇%を超えました。電報は前々から七〇%ないし八〇%でございますから、問題の外でございます。データ通信はもう超えておりますが、これは全体としては、計数としてはだんだんよくなってきております。そういう状況でございます。五十年年度の数字は、もういざしくいたしまして決算が生まれた段階でお示しでき

ると思えます。

○平田委員 四十九年度の数字をちよっと聞かしてくれませんか。

○玉野説明員 電話事業で約五百億の赤字でございます。それから、電報事業で約一千億でございます。それから、データで約三百億でございます。それから専用線は、先ほど遠藤が申し上げましたように、百五十億の赤字でございます。それから、その他が百億ほどございます。

○平田委員 テレックスは幾らになりますか。

○玉野説明員 テレックスが約五十億の赤字でございます。

○平田委員 そうすると、テレックスとデータで大体三百五十億余りの赤字になるわけですね。

○玉野説明員 データと加入電信で約三百五十億でございます。

上げますと、加入電信は、この法案が通りました後で認可料金の改定をお願いいたしまして、その中で埋めていきたい、こう思っております。それから、データ通信につきましては、何年度も繰越が申し上げておりますように、現在の段階で赤字でございますが、やがて昭和五十三年になれば黒字に転換いたしまして、その中で今度は過去の赤字も埋めていく、こういう形でございます。しかし、一時的に現時点だけ見ますと、全体の中でこれらの赤字を処理して決算をしているわけでございます。

○平田委員 全体の中で埋めていくのでござい

ますというふうには言われるけれども、それは今度の値上げの中で賄つていくという腹でしょうか。あなたの方で、もしそうではなくて、この法案が通った後に上げていきたいというのだったら、当然のことながら予算とかかわり合いもあることな

のですから、大体の見当がついているのだらうし、改定案らしきものもあるのだらうと思う。そういうものを出さないで、値上げするのでござい

ますと言つたって、話が通らないのですから、そこをひとつ聞かせてください。

○遠藤説明員 それが、具体的に申し上げます。料金改定後の増収額の千億の中に含まれておる専用線四百億あるのはテレックス、加入電信三百億というものでございまして、それと、全体としては電話事業が占めます比重というものは現在時点でもまだ七十%でございます。また、テレックスあるいは専用線の占めます比率というのは非常に微々たるものでございます。したがって、いま私どもが申し上げましたその他の中にそれが入つておるというだけでなくて、それを、現在時点において確かに先生の言われるとおりでありまして、長期的あるいは数年の後には回収していくという

ことになれば、電話に及ぼす影響というものはほとんど皆無に近いのであります。

○平田委員 あなたの方は、データ通信やテレックスの問題については、私が前からずっと聞いて

いるけれども、とにかく先に行ったら黒字になる

のだ、黒字になるのだと言うだけです。こうだから黒字になるという説明はないのですよ。それは納得できる説明じゃないですよ。前から言われてきていることだが、私がいま挙げた数字というのは、あなたの方から出してもらった四十九年度の数字なんです。これからどうなるかという問題は別なですよ。しかも、テレックスやデータにこれからかけていく投資だって莫大なものになるわけですから、そういう点を考えて検討したら、とてもいまあなたがきれいな口をきけるような筋合いのものではないと思うのですよ。何だか早いところやめてくれみたいな話もきているのですけれども、いろいろ御都合があるようですから、できるだけ簡単に進んでいきたいと思うのですが、いずれにしても、私どもにはそういう意味の説明ではなかなか納得がいかないわけです。

この間私が本会議で質問しましたが、そのときに私は、公社の言う赤字というのは、どうも宣伝を見ているとつくられた赤字だと言わざるを得ない。大企業に対しては昨年七月通信料金を値上げしているというような状況で、しかも設備投資の方はどうなんだと言え、大企業のための設備投資に莫大な金をつぎ込んでいっているふうになっておるわけです。しかも、利子の増大だとかあるいは過大な償却費などが赤字をつくり出すからくりの一つのよりどころになっておるわけです。この点を是正すれば、赤字をなくすることはできるのだ、値上げしなくてもいいのだということを私は強く主張したのです。これに対して、大臣はまともに答えられなかったわけです。そしてたとえば過大な減価償却制度をめぐる問題、これを改めた方がいいのではないかという指摘に対しても、大臣は民間企業と比べてみてどうだとか、あるいは技術革新が著しいからどうだとかいうような理由を挙げておられるわけです。しかし、電電公社の報告によれば、全国的な自動化がほぼ完了したか完了に近い状態だ。こういう状況のもとで、なおかつ暴進的な定率制の償却を行うという理由はないの

ではないのか、一般電話について、この点で言え
ばどういうふうに言うことができるのだろうかとい
うふうに考える。まして民間企業とはほぼ同率だ
から不当ではないなどという言い分は、電電公社
の現状との関係で言えば私は当たっていないので
はないかというふうに思うのです。ですから、
この間大臣はそういうふうに答えられたのです
が、最初に電電公社の方から、累進的な定率制を
なおかつとっていかうとしているねらいについて
お聞かせ願いたいと思います。

○好本説明員 　お答えいたします。

減価償却費が過大ではないかという問題、現在とつておりますところの定率制の減価償却方法と、いろいろの妥当であるか、また今後これをとつていくのか、なぜかという御質問だろうと思ひますが、減価償却は、耐用命数というものが妥当である限りにおきましては、これは妥当でなければいゝかぬわけですが、耐用命数がもし同じであるとすると、定率法をとりましたも定額法をとりましたも累計の総額は同じであることはすでに御案内のとおりでございます。ただ耐用命数が過小である、實際の実存寿命より短うございますと、過小償却になりますし、過長であると、過大償却になることは当然でございます。

しかしなせ定率法をとっておりまして定額法としない方がいゝと私ども思っているかということ、を簡単に御説明いたしますと、電話事業といふものはすでに御存じのように技術革新の非常に大きい部類の事業でございますして、いろいろ投下いたします設備のいわゆる陳腐化も起こつてまいりますし、その上に局外施設設備、地下の埋蔵物等も非常に多い資産産業、設備産業でございますので、国の国土計画でございますとか都市計画でございますとか、いわゆる電電公社の意思以外の法律的な原因によりまして突存寿命が短くなる傾向が非常に強いということは、ほかの事業との対比において御了解願えるのではないかと思つております。

それからもう一つは、膨大な設備であると同時に

に種類が非常に多岐にわたっておりまして、設備が非常にたくさん、種類のものの混合体でございます。したがいまして、簡単なごくわずかな種類の固定資産でございますと、一つ一つ個別的に調べできるわけでありますが、こういうことは実際

上相当困難でございますので、各社ともこれを繰合償却をやる。似たような分類に従いましてそのグループごとに一定の率を掛けていくということをやらざるを得ないと私どもは考えております。そういったしますと、定率法と定額法は、すでに御存じであると思いますが、定額法というのは取得価格、簿価に一定の率をかけるわけでありますが、定率法は取得価格から減価償却引当金を除きました残りのネットの固定資産に対して同じ比率を毎年掛けていくわけでございますので、もしも耐用命数が正確無類でございますと絶対に間違いないというときには、定額法であつてしかも繰合償却をやりまして間違ひは起こらないと思ひますけれども、とにかく耐用命数というのはあくまで予見でございますので、将来の予見をして何年と決めるわけでございますので、若干の狂ひが出てまいります。狂ひが出てまいりますときに定率法をとりますと、定率法の最大のメリットは自動調節機能がございますので、定額法の最大の弱みは耐用命数が狂いますと過小償却も起こる、過大償却も起こるということがございますので、私どもとしては定率法というものが目下正しいものであらう、こういうふうに考えております。

○平田委員　いまのお話を聞いておりまして、大体耐用年数内で償却をしていくという点においては、定率法も定額法も同じだと言われればそうだと私も思うのです。ただ今日段階で定額法に改めて償却のテンポを少し緩めていきますと、大体一兆七千二百億円ぐらいの赤字の大半を解消するぐらいの額になるですね。ですからそういう意味で、今日の困難な状況の中でわれわれは定率法を定額法に改めていったらどうか。耐用年数についてはあなただ方が計算して——耐用年数そのものだってわれわれに言わせれば問題があるので。

よ。だからその点で定額法に改めて、そうしていきま出ているといわれる莫大な赤字を解消していくようにしたらどうなんだということを言っているわけですよ。だからそれができのたできないのたか。

○好本説明員 お答え申し上げます。

確かに定額と定率の違いは先ほど申し上げましたようなことでございますけれども、実際に毎年毎年の投資規模が年々非常に伸び率が低い、非常に伸び率が低いときにはどうしても定率法の方が、相対的に定額法は先重になるという傾向を持っております。しかしこれは毎年毎年の設備投資の規模が伸び率が非常に高いときに非常に大きな乖離が出てまいります。大分これがサチュレーションにしましてほとんど伸びがないということになってくると、ある時期におきましては、定額も定率も結果的には同じことになります。したがって、ロングランで見るか非常に近い目で見ると、この間に違いがあるかと思ひまして、ある一定の長い期間で見ますと、それを実際以上に先重の方にいたしましたして、現在のところの減価償却引当金を減らすべく減して、見せかけ上利益が出たようにする、あるいは赤字が少いようにするということが果たしてロングランで見たときにこれでいいのかどうかということはあるかと思ひます。

○平田委員　償却のテンポをめぐる問題についてはまた機会を見て論ずることにして、次に、過大な設備投資を適正にする、現在計画されている額画だけでも適正にすれば赤字はなくすることができるのですよ。五十一年から五十三年まで電話の増設投資四兆五千九百億円というふうに言っておきますけれども、わかりませんのは、過去三年間九百五十万台つけるのに三兆八百億とされているのですよ。今度は三年間に七百七十万でしょう。九百五十万から七百七十万削ってごらんさないこれは数の上でも大変少なくなるはずですよ。八十万台ぐらい少ないのです。それなのに前回比べてみて一兆五千億円もよけいにかかる。こ

は一体どういふことなんだろう。これについて、この前本会議のときに大臣はもとに答えられなかったわけだけれども、電話をつける数が百八十万台も減ったのに、お金の方は一兆五千億円も前の三年間よりもよけいかかるというのはい体どうなんだろう。理由をひとつ開かしてもらいたい。

○興説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘の件につきましては、恐らく四十八年度から五十年度の当初予算とわれわれが出している計画との対比であらうかと思っております。これにつきましては確かにそういう考え方もございまして、まじやうが、ちよつとそこに問題がありますのは、まずわれわれとしてその辺は十分検討いたしまして計画を立てておるわけでございまして、確かに開通可能数で申しますと実際は百五十万の差がございまして、これはそのまま行けば確かに安くなる理屈でございまして、実はここにいろいろの問題がございまして、と申しますのは、一つはいままでの経過を見ますと、四十八年、四十九年、五十年、いずれもいづゆる景氣の影響を受けて非常に投資を抑えられております。具体的に申しますと、五%増で四十九、五十とございまして、そういう意味では、われわれから申しますとかなり基礎投資を食いつぶした形になっております。そういうものはこれから先の、七百七十万でございまして、積滞解消、あるいは五十三年度以降は需給均衡というように考えますと、どうしても必要な設備投資はしなければならぬ。そういう点から見ますと、どうしてもいままで食いつぶした基礎投資というものはやはりここで戻す必要があるというところでございまして、もの加わっております。

もう一つは、やはりこれは大きな問題でございまして、電話事業の特質をいたしまして、新しくつくお客様だけでなく、現在ありますたとえば三千万の加入者と接続するわけでございまして、一年たつとそれが三千万が三千万になるという

ことになりまして、そういう大きなネットワークを維持し、改良するための経費がかなりかかるわけでございまして、これを維持改良と私に言っておりますが、新設のほかに維持改良費というものが必ず出てくる。これは極端に申しますと、ある年に一切加入者の新設をしなくても要する金でございまして、そういうものは、やはりだんだん加入者がふえてまいりますから、ふえてまいります。そういう意味では、四十八年から五十年と五十一年度から五十三年度を比べましてもかなりその数は違つてまいります。

そういう点で、大きく言えばそういう二つでございまして、そのほかに当然のことながら人件費の上昇、物価の上昇等ございまして、そういうものを全部入れまして、われわれといたしましては極力詰めた結果の投資計画がこの五兆四百でございまして、

そして念のために、いままでの四十八年から五十年と、五十一年から五十三年度の新しい計画を対比してみますと、たとえば部門別に分けてみますと、電話に投資する額で申しまして九二%程度でございまして、これは今度の計画でも変わっておりません。それからいづゆる工事計画といまして、大体同じような比率でございまして、全体の九〇%が一般工事計画に充てられていて、研究施設とか共通施設とかあるいはデータ通信とか、そういうものを除いた数字でも大体同じでございまして、そういう意味では今後の新しい計画も、いままでの予算といえますか実績も大体内容としては同じだと考えております。

以上でございまして。

○平田委員 どうも理解できませんのは、大体電電公社先を見て仕事をやっておりますので、三年たつたら狂いました、五年たつたら計画狂いしましたというふうなものではないのです。先を見てやっておりますからね。そんなに台数がふえたために設備全体を更新しなければならぬというふうな事態が一体起こるのかということですか。そんなことじゃないんじやないかということですか。

よ。しかも新たにふえる分についてはそういうものも含めてちゃんと金を取るようにならなくてはなりません。だからそこいら辺で、いま計画局長がおっしゃる、数字がいろいろございまして、いろいろなところのところがいろいろ問題があるんじゃないかというように思っているのです。だから私がかなり疑問に思っておりますのは、前より台数が百八十万台も電話の数が少ないのです、三年間をとってみると、それで一兆五千億も金が多くなるというのには、どう説明されてもこれは解明し切れるものじゃないのです。だからこれはこれでまた私は、もしあなたの方でこれを解明する資料があるのならぜひひとつ出してもらいたい。あります。出します。

○興説明員 お答え申し上げます。

計算のやり方がいろいろございまして、御納得いただけるかどうかわかりませんが、もちろんある程度の仮定を置いての計算でございまして、そういうものはございまして、またお知らせしたいと思ひます。

○平田委員 これはぜひひとつ委員長の方でいまの資料をお出しただくようにお願いいたします。

それからいままで電電公社のいろいろな宣伝で、住宅電話がふえたために大変なんだというふうな言われてきていたわけですよ。トラフィックのピークに應じた設備をしているというふうな五十年十一月十九日のこの委員会での私の質問に対して答えておられるわけですが、このピークの九〇%はビジネス、事務用によるものだというふうな公社の資料が言っているようですけれども、その点はどうか。

○興説明員 お答え申し上げます。

いまのトラフィックの問題につきましては前にもお答えしたことがあるかと思いますが、確かに事務用電話と住宅用電話とは違つております。しかしいろいろ統計の仕方ございまして、われわれのいままでの統計によりますと、ピーク時におきましても三〇%程度は住宅用電話のトラフィック

というふうに承知しております。

○平田委員 これもあなたの方のトラフィックについての資料を出してもらいたいと再三私の方から言っているわけですが、出さないのです。出してもらえないのです。これはうそを言っているのと同じじゃないですか。いままでの大体九〇%になっているはずですよ。あなたの方から出している四十九年のデータによれば、ピーク時はビジネス九〇%、住宅用一〇%、こういうふうになつて出ているのです。あなたの方をかしげたつてだめなんだ。あなたの方の資料ですよ、ちゃんと。だからこれは若干データが古いのかもしれないから、あなたの方で、ピーク時でも住宅電話が大体三〇%でございまして、おっしゃるのなら、その資料をひとつ、これも委員長、ひとつ資料を出してもらひようにお願いします。

○三ツ林委員長代理 出します。

○興説明員 はい、承知いたしました。

○平田委員 仮に七〇%としても、住宅用電話がトラフィックのピーク時以外に多くが使われているという点は間違いないです。

○興説明員 お答えいたします。

ちよつとおっしゃる意味がよくわかりませんが、大体ビジネス、事務用電話というのは当然事務用に使うわけでございまして、朝の始業時から夕方まで、いづゆる就業時間中に使う率が多い。それに対して家庭用の方は大体平均といひますか、ビジネス通話ほどのピークは出ないだろうということは言えるわけでございまして。

○平田委員 あなたの方の宣伝が一貫して住宅電話が赤字のために値上げせざるを得ないのだ、だから今度の値上げはいづゆる一般電話を値上げするんだという宣伝に尽きているのです。正確じゃないんですよ。私がとにかく一貫して強調しているのはそこ、本位につくられていて、全国電話設備が企業用を重点に、本位につくられていて、ではないかということも私が繰り返して言ってきたわけですから、四十六年当時加入電話の五〇%は住宅用電話だったわけですから、その当時設備にかかっ

ているのは大体一〇%ですね、設備費は一〇%です。ですからそのあたりの点から考えても、あなたの方の言い分が当たらないんじゃないのか。四十六年当時を思い起こしてみようですか。

○遠藤説明員 お答えしますが、その前に、私どもはコストで申し上げておるのですが、いま先生がおっしゃった四十六年当時一〇%というのは、一体何が一〇%とおっしゃっておるのでございませうか。

○平田委員 何が聞きたいの。話がおかしいね。遠藤説明員 それがおかしいと答弁ができませんので……。

○平田委員 いや、あなたの方で持っているデータで答えなさい。そうやっておりませんかというならそうやっておりませんと。

○遠藤説明員 これは大変恐縮ですが、先生は投資というものとコストというものを年じゅうこんがらがることがありまして、それで私はお伺いしないうちかぬのですが、私もから申しますと、コストというのは、一本の電話に要するコストというのは住宅用、事務用、全然差がないとは申しませんが、これは常識的に考えればなりまして、そうだと思うのですが、資本費用あるいは電話帳の費用あるいは料金の発行事務に要する費用、これは住宅用が一回しか使わなくても一枚の伝票を使います。それから事務用は百回使っても一枚の伝票で済みます。そういうような意味でコストとしてはほとんど差がないということ、私は申し上げておるわけです。ありまして最大一割ぐらいだろうということはおわかりただけで、私にはさういふことはおわかりいただけません。その前庭に立ちますと、はつきりするの、先ほど森井先生の御質問にお答えしたと思うのですが、収入面でどうなっているかといひますと、これははつきり基本料と度敷料を入れまして、事務用と住宅用の収入は大体三対一ないし五千円のコストというのに対して九十何%はコスト倒れしておるといふのは、住宅用がさうだという状況もありまして、しかも、私は決して

住宅用電話を目のかたきにしてはいるわけじゃありませんが、これから住宅用電話がますますふえていく、こういう現状でもっとさういふものをうまく使った方がいい、住宅用電話を社会生活に生かしていただくためにはここでどうしても料金改定をいたしませんと、この傷はますます深くなるだけだ、こういうぐあいに申し上げておるわけですね。

○平田委員 私が言っているのはそうじゃないんだよ、あなた。よく聞いていなければだめだよ。余り失礼な物の言い方はしなさんなよ。四十六年は全体の電話加入者のうちの五〇%は住宅電話だ、それは違ひの、一体、加藤さん、少しやりますから。余りふざけてる。

○遠藤説明員 五〇%にクロスしたのは四十六年から四十七年でございませう。ですから、その時点においては確かにおっしゃるとおりだと思ひます。

○平田委員 その設備にかけた費用が住宅用では一〇%ではないかというのを聞いてるんだよ。

○奥説明員 お答え申し上げます。ちよつと手元に資料もございせんが、いまのお話のように全体の加入者のうち事務用が五〇%、要するにファイブティール・ファイブティールであるとする、その分計は非常にむずかしゅうございませうが、私のいまの想像でもとも一〇%なんというのではなくて、やはりほとんどその比率に近いのではないか、言うならばファイブティール・ファイブティールに近いのではないかと思ひております。

○平田委員 これもひとつ後でデータを出してください。あなたの方ではデータについて非常に誤解の、それで非常に苦勞するのですよ、問題を解明するの。そうして、何と、こんがらがらせる、君の方が質問をしてる人の質問をよく聞いてないじゃないですか。謝りなさいよ。

○遠藤説明員 私は正確にお答えするために、はより正確に伺わなくちゃいけないと思ひます。

それで、いま先生がおっしゃっている、あるいは私どもが申し上げております赤字というのは損益の問題でございませう。いまわかりました、先生のおっしゃるのはその投資金額の問題である。投資金額からもちろん資本費用その他で損益にかかってまいりますが、コストで一〇%といううなことは私はあり得ないと思ひておりました。ものですから、また先生も非常に簡明におっしゃいましたし、まあ言葉遣いはさうでございませうが、いまははつきりわかりました。そういう意味で失礼がありましたらおわびをいたします。

○平田委員 失礼がありましたらじやないんだ。非常に失礼な話です。年じゅう間違つて話してゐるって、どこが間違つてゐるか、一遍言つてみなさい。失礼がありましたらとは何事ですか。

○米澤説明員 お答えいたします。ただいまは大変失礼な答弁をいたしました、申しわけありません。

○平田委員 まあこれは遠藤理事が言ったことをあなた、総裁が謝つてゐるんだ。おかしい話だね。でたためやつた者が謝るのがあたりまえですよ。質問したら質問に答えるのがあたりまえだ。理解できなかつたら「あなた、私が言つてゐることをよく聞いていないから、そこから出てゐる。年じゅう私が間違えてゐるとは何だ。余りふざけたことを言ひなさんな、あなた。まあ次に進みましょう。それはまたこれで後で問題にしようと思ひますから。

赤字は住宅用電話がふえるからだという話で、赤字の原因というふうに言われておりますけれども、いま言ひましたように、四十六年度に赤字が出たけれども、四十七年、四十八年度はたしか黒字決算になってゐますね。しかも四十七年、四十八年は赤字の住宅用電話を二百五十四万台、全加入の約一〇%ぐらいに当たるんじゃないですか、その次が二百五十三万台というふうに大量に増設してゐるんですね。これでどういふんでしようね、住宅用電話をつくつて、大量に増設してゐるわけなんだけれども、一体このときはどういふことにな

つてゐるんです。赤字になつてゐるんですか、どうなんですか。これはなつてゐなかつたとしたらどういふことなんですか。

○遠藤説明員 お答えいたします。もちろんそのときの住宅用電話、つけました住宅用電話だけ取り上げればさうであります、公社全体といたしましては、たまたまその時期は御承知のようないわゆる高度成長といひます、経済活動がきわめて活発な時期でございまして、いわゆる事務用の収入が非常にふえた年でございませう。したがって、まだ五〇%台程度の住宅用電話の低収入を補うことができた、こういうことが概括的に言えるのであらうと思ひます。ただその黒字の幅というのにはその数字をくらんになりまして、おわかりのようには本当に、一%か二%、軽微な目に見えた大きな黒字ではございせん。しかし、その原因というのには恐らく経済成長が非常に華やかな時代で事務用電話が、これは景気に非常に左右されますために非常にふえてきておつたというところであらうと思ひます。それが四十八年以後になりますと事務用電話も御案内のような形で伸び悩み、ないし下降線でございませう。それから住宅用電話の比率がますます大きくなる、こういう要素があるわけでございます。

○平田委員 いまさうおっしゃいますね。事務用電話の伸びは四十七年度は七%なんですか。四十八年度は六%なんですか。高度成長のテンポで大変伸びがございまして、それで二百五十四万台、二百五十三万台というふうに加加入数の一〇%に相当するぐらいのものを大規模にふやしてゐても賄えたんでございましてという理屈は私は聞かれませんわな。さういふ意味で、あなたの方のこれまでの住宅用電話が赤字なんではございませう、大赤字が出たから今度は住宅用電話の値上げをするのでございませうという言ひ分は、私はそのまゝ受け取るわけにはいかないわけですよ。またの機会に質問することにしまして、とにかくいま

ずつと聞いてまいりましたけれども、私の方の考

えが違っているために、あるいは間違っているために理解できないんだということを遠慮事はおっしゃった。こういう物の言い方で事に対処しようとしているのですから、住宅電話のために赤字なんだという理屈だつて、あなたの方のくつつけたものなんだ。いま聞いてきたことだけから見たつてはつきりしているのです。そういう意味で私は、この値上げ法案、国民生活にも重大な影響を与えますからね、廃案にしなければならぬというふうに考えるわけです。

以上で質問を終わります。

○三ツ林委員長代理 小沢貞孝君。

○小沢(貞)委員 総裁及び郵政大臣にお尋ねをしたいと思いますが、今度の値上げは六月一日から上げよう、こういう法律であります。しかし、今日の時点における政治情勢から言えば、六月一日はとうてい無理ではないか、こういう判断が、これは大臣も総裁もできると思います。先ほど来直ちに臨時国会を開くみたいなニュースも入ってきておるようですが、その国会においても、どうも与野党一致して利害が一致するものだけやろうというふうなムードがあるというふうなことになる、悪い場合には選挙でも終わった後の特別国会でなければ、先ほどの質問者は断固廃案だなんて言うし、国鉄と電電の値上げだけは選挙後に回されるような政治的ムードではないか、こういうふうに考えると、幾ら早くやっても恐らく十二月とか来年一月からでなければ上がらない、こういうことになる可能性を持っておるのではないのか。これは判断のしようなのですが、そういうことになつてくると、私は、この電電公社の建設計画から資金計画から何から、いろいろ大分狂つてくるのではないか、こう思いますが、まずその辺の政治判断、一体大臣としては、どういうことになつていつごろからは間違ひなく上がる、こういう政治判断をするか、総裁としては、そうなら場合によつてどう影響を与えるか、こういうふうなことをまず冒頭お尋ねをしたいと思ひます。

○村上国務大臣 なかなかむずかしいと思ひます。

が、公衆電気通信法の改正案につきましては、現在御審議をお願いしておるわけでありまして、早期の成立を強く私も期待しているものであります。もし仮にも改正案が通らず、料金改定ができない場合はどうかというところであります。その場合には、多年の目標でありました電話の積滞解消あるいは農村、漁村地域における電話普及計画等の建設計画に非常な支障を来しまして、国民生活にも大きな影響を及ぼすものと考えられます。したがって、改正案を何とか早期に成立させていたいただきたいものと願つておる次第であります。

○米澤説明員 お答えいたします。

先ほど昭和五十一年度の予算を国会で成立させていたしましたが、本年度の公社の資金計画で、この法律に關係いたしました電話並びに電報料金の値上げに資金といたしまして五千二百二十五億四期待たしている次第でございます。したがって、私たちが政治的にはよくわかりませんが、一日も早くこの法律案が国会で成立されることを望んでいて、次第でございまして、五千二百二十五億を十カ月で割りまして、損益勘定の計算の中で申し上げます。五百二十五億という大きな数字でございます。先ほど申し上げましたように、非常に影響が多いので、一日も早く成立することをお願いしたいと思ひます。

○小沢(貞)委員 大臣には大変むずかしい質問だつたが、いつごろ通るであらうか、どういふ見通しであらうかと聞いたのだが、答弁は早く成立させてくれという答弁で、これは答弁にならぬと思ひますが、どうでしょう。

○村上国務大臣 まだ日にちもあることでありますし、いまの段階で不成立というふうなことにいつての見込みは私は立つておりません。

○小沢(貞)委員 私の見通しは、なかなか容易ではないと思ひます。それは容易なことではない。恐らく選挙でも終わった後でなければ値上げ法案にまともに取り組もうというのをしないと思ひます。

するならば——三木さんは早く解散をしたいというが、ほかの人は解散をさせない、こういうようなことをやっておれば、これは選挙がなかなか遅くなつて、選挙後の特別国会ということになれば、本当にこのことと選挙年の中ではどうか、わからぬような事態があるのではないか、こう思ひます。残念ながらそういう政治情勢の中に追い込まれていくときに、この値上げを出してきたということは大変不幸なことだと思ひますが、私は、そういう政治情勢ではないか、こういうふうに思ひます。

この際、私は、さつぱらに、きのうだか、ちよつと雑談の中で社会党の先生方にも申し上げたのだけれども、これを一気に上げると言われないで、この国会だけでせめてこのくらゐぐらゐは通してもらいたいという案はないか、こういうことを私は改善の策として考えるわけで、私は値上げすることに反対なんだけれども、そうかといつてほつておいていいという事態でももうないではないか。そういうふうな考えと、後で質問しますけれども、使用料、基本料の値上げ、こつと半分上げておいて、また来年半分以上上げようというのを一本の法律で出してきておるわけでありまして、この出し方も、私はどうも後で時間があったら法制局なりに聞きたいと思ひますが、いずれにしても、もしだんだんおくれ、年末だ、来年から値上げをする一月一日から値上げをするというふうにすれば、一月一日になつて基本料を半額上げます、法律は通りましたから三カ月後の四月からはまた上げます、これは国民も私は納得しないではないか。こういうふうに考えるならば、せめて、この大幅ないろいろの使用料その他の電報やそういうものの値上げ一切合財は後で御審議をいただきます、そのかわり、使用料、こつともの、もう一つは設備料があるわけで、設備料、こつとものぐらゐ、これは多分五十一年度分で一千四百億ぐらゐ基本料を予定してあるのではないか。これは違つていたら直していただきたいと思ひますが、設備料はこつと六百三十八億、

合計二千何億ですから、電電公社が予定しておつた五千二百二十五億に六百三十八億、ちよつと六千億近いものから比べれば三分の一ではあるけれども、改善の策として、この国会で急いでということであるならば、そういうような妥協案なり修正案なり、そういうものに依つて、それだけでもまず先に通してもらえないかと、こういう態度の方がより現実的で、より賢い方法ではないか、こう思ひます。大臣どうでしょう、大変むずかしいような質問で、あれなんだけれども。

○村上国務大臣 先生の御質問、非常にむずかしいのであります。私にそれを返事をせよということ、これは、この段階ではちよつと無理じゃないか、こう思ひます。それぞれ皆御相談するところもあるやうでありますので、私はあくまでも、たとえいかなる方法をしてでも提案したものは何とか通してきたいということだけしかいまの段階では申し上げかねる次第であります。

○小沢(貞)委員 電電公社の総裁にお尋ねをしますが、建設一兆五千億、その財源等がいろいろあるわけですか。しかし値上げができなかった、設備料が上がらなかつた、こういう場合にはどういふ対処の仕方をされるわけですか。

○米澤説明員 お答えいたします。

私たちがいたしまして、この法案の成立を極力お願いしておる事態でございまして、具体的にどうするかといふことは実はまだ公社の中で相談するに足つておりません。しかし、何といひましても、先ほど申し上げましたように、損益勘定の五千二百二十五億という大きな金が、その資金の裏づけになつておりまして、それからまた一方設備料につきましても六百億以上の金が必要になつてくる。したがつて、もしもこれを十カ月で割りますと片一方が五百二十五億、片一方が約六十五億というものを足しまして約五百九十億ぐらゐのものになりますから、もしそれが一月でも延びれば、その分の資金欠陥を生ずるということになりまして、一方におきまして建設工程は、われわれとして積滞解消というのには大きな目標でございま

すので、それをやめましてもうわけにはいかない。その際非常にジレンマになるわけでございます。しかしまだその具体的な内容をいろいろ決める段階には早いと思っておりますが、ただ非常に影響が多いということだけをここに申し上げたいと思ひます。

○小沢(真)委員 資金計画を立てた担当の局でいいのですが、三の資金調達計画の(A)をちょっと見ていただきたい。

内部資金九千二百二十七億。その内訳は、減価償却八千七百三十八億、収支差額四百八十九億、外部資金一兆二千八百七十二億。加入者債券、設備料、財政投融資、特別債、借入金二兆二千九十九億になっておるのだが、これはいま申し上げるようにこの十二月までに上がらないという事態になれば、このうちどういふものにどういふ影響がありますか。

○好本説明員 お答え申し上げます。

まず内部資金の九千二百二十七億でございますが、これは御指摘のように減価償却引当金と収支差額、いわゆる黒字の四百八十九億を合算したものでございますから、ここから五千二百二十五億が不足する。もし仮に本年度いっばい料金改定がなかったという前提でございますが、この九千二百二十七億から五千二百二十五億が不足するわけでございます。

外部資金の方で、上から二行目の設備料二千八百八十八億ありますが、この中の増収分の六百三十八億が欠落するということになります。

○小沢(真)委員 そうすると五千二百二十五億と六百三十八億と、要するに約六千億ばかりが二兆二千億からショートする、こういう簡単な解釈でいいですか。二兆二千億から約六千億ですから相当な割合のものがショートした場合に、それを補うとして、もし借り入れによるとすれば財政投融資の資金に頼るようになることができませんか。それは不可能なことですか。

○好本説明員 すでに御案内のごとく財政投資あるいはその他の特別債・借入金というものは昭和

五十一年度の予算総則の中で限度額が決まっておりますので、ただいまの予算の範囲では、これ以上その限度額を超えまして財投の資金を仰ぐとか、あるいは電電公社が債券を発行し借入金の額をふやすということとは不可能でございます。

○小沢(真)委員 その場合には民間から融資を受けるという道が開けるわけですか。

○好本説明員 お答えいたします。

民間から、あるいは国庫から、あるいは国のお金、その他資金の源泉が何であろうと、限度額が現在の予算で決まっておりますので、その枠を超えてはこれ以上の借り入れはできないわけでございます。

○小沢(真)委員 そうするとまた先ほどの質問じやないが私たち素人さんがお尋ねするのだが、いま言った五千二百二十五億及び設備料の六百三十八億、これはそっくりそのままの資金調達計画からショートしてしまつて、もうどうすることもできない、それだけは必ずマイナスになる、こういう理解の仕方ではないですか。

○好本説明員 説明が舌足らずでございましたので補足いたしますが、ただいま御指摘のように、たとえば五千二百二十五億という資金は完全に穴があきますけれども、損益勘定の収支で費用の方をもつと努力をして節約を立てる、それから収入の方も、いわゆる料金改定の分の収入でない方の収入をもつと努力をして少しでも収入を上げるというふうにいたしますと、その分だけは五千二百二十五億が減るといふ理屈になるかと思ひます。

○小沢(真)委員 そういう答弁を総合すると、企業努力によつて収益を上げるとか赤字を少なくするといふ企業努力の要素というものはあるのだけれども、それ以外には資金調達については手段はない、こう理解していいわけですね。

○好本説明員 先ごろ成立いたしました五十一年度予算の範囲内ではそうでございます。

○小沢(真)委員 わかりました。これも事務的なことですが、この減価償却引当

金、数字はもう時間もあれですから一々申し上げませんが、電電公社さんはこれを定率でやつていゝるのではないかと。昔は、たしか昭和二十八年か三十年前後は二八%かその辺だと思ひますが、最近五〇%近い減価償却引当金になってきたのだけれども、これを定率を定額に直すとか、そういうことによつて、これは公社が勝手に自分でできるのではないかと思ひますが、その減価償却の方法によつていまの資金調達を変えることはできるか、あるいは今度は損益勘定の方の赤字、黒字に影響を及ぼすことができるか、もし直したとするならばどういふ影響を与えるだろうか、そういうことを検討したことがあるか。

○好本説明員 先ほど御答弁いたしましたけれども、定率法を定額法にたゞいま修正いたしますと、確かにいろいろな前提がございまして、あるいは二〇%程度の誤差が出てくるかと思ひますが、したがひまして、その分だけは赤字が減るといふ事か、定率をとつておりますよりは赤字が減るということには相なるうかと思ひますが、私どもはこういう考えは持つておりませんが、そうなつた場合におきましても内部資金の総額は同じでございます。利益がちょっとふえるとか赤字が減るか、減価償却引当金の方が減るわけでございまして、内部資金のトータル金額は同じでございます。

○小沢(真)委員 この資金調達計画においてトータルが同じなことはわかりますが、いわゆる赤字だ赤字だといふのは二割近い減価償却、ちょっと八千、九千億の減価償却の二割といふものが影響をするということになれば、損益勘定の方には非常に大きな影響を及ぼすのではないかと。私は、電電公社は技術革新の本来本元にいますから、なるべく定率法で速やかに償却をして、そして早く技術革新に対応できるという、これは私は償却の方法として正しいのだが、先ほど申し上げたように年内にこれ値上げができないということになるかと、それを検討するようなことを非常手段として考えなければならぬのではないかと、どうでしょう。

う、これは副総裁の方からお答えいただいた方がいいか。

○秋草説明員 償却の理論は、いま好本君が答弁したとおりでありまして、そうやって見ても結局正当な経営処理を濁して、ちょっと不自然な処理をするというだけであつて、資金上はプラスマイナスゼロでありまして、何ら関係ございません。私も、この提出を考えましたときも、もう先生のおっしゃるとおり二十年近くなりまして、会計学者を三人ほど動員しまして十分研究しまして定率法に直したのでありまして、現在もう税法上も堂々と認められておりますし、また一般にこれは通念になっております。ただ減価償却費の経費に占める割合が多いからといって何かこれを非常に不正なふうにならうと思はれるのは非常に心外でございます。いまの制度が一番いいのは相

当きつて出まいますけれども、やがてこの投資が平準化しますと、ぐんぐんと減つてまいります。現に、もうそういう傾向が五十年程度の傾向では少くも微少でございますがシェアが減つてきております。したがつて、将来になつてきますと、定率よりも定額の方が逆に多くなるという時代も出てくると思つております。非常にこの点は、私ども学者ではありませんが、練りに練つた案でございまして、ちよつとこの問題をいまここで改

める意思はございません。

○小沢(真)委員 これは副総裁、答弁の仕方がこれこそ私は不穏当だと思つております。副総裁、定率を、その企業を黒字を出させるために定額にして償却を減らして何か利益を出して株主配当やらなければいけないみたいなことは、これは民間ではしよつちやうやつてゐるし、現に郵政大臣、NHKだつてこの間までは定率だつたんだけれども、だんだん赤字になつてきたので、去年だかおとし定額に直したわけですよ。これは私が値が上がるからそのいつときをしのぐためという意味もあるし、これはやはり定額に直して少しでも赤

字を減らしていくというのは、企業経営者として私はあたりまえのことだと思ふのです。そういうことも考へてみる必要があるということはあたりまえのことだと思ふのです。それを減価償却費を減らすことは何か不正な手段みたいな言い方をすることは心外で、経営者としてそういうことを考へることがあたりまえのことだ、私はそう思ふ。

○秋草説明員 不正な手段などということは毛頭考へてない。これは定額法がいいか定率法がいいかというのは学者がいろいろ議論するところでありまして、決して不正な手段だとは思つておりませんけれども、やはりこれだけ大きな設備産業の中でも最大の設備産業で、設備だけで仕事をするとどういふに言つても過言でないくらい大きな投資産業でございます。やはりこの問題については、償却費というものは正当な理論を守つていくということが一番いいのではないかと、御質問の趣旨に合わないかもしれませんが、私も、私どもはいまの定率法が一番いいと思つております。

○小沢(眞)委員 私も素人なんですが、答弁する方も素人なんです、素人が素人に質問したり答弁してゐるから、よくわからないわけなんです、私は一般のところで赤字で困つてゐる会社は、こういうときにその赤字を防ぐためには、定率の償却という無理なことをやらなくて、定額に償却を直す、株主に対する配当のためにやむを得ずそういうこともやる、資産を売ります、そういうことをして、経営者としてはうちの経営は赤字でございますというのをやらなければいけないところがいっぱい出てくる。あたりまえのことをやつてゐる。国の法律が何かで定率法及び定額法によると書いてあるのだから、どっちにおつた方がいいわけなんです。不正でもなければ何でもありません。現にNHKは、多分二、三年前だと思つたが、こういう赤字対策のためか、理由はそのときよく聞かなかったが、定率償却でなくて、ああいうやり方は技術革新のただ中にあるNHKは定額法に直してや

つてゐる。こういうことがあるのだから、そういうことも値が上がりなかつたときの非常手段としては考へなければならぬのじゃないかと、言つて、私の方で親切に言つてゐるのだけれども、それで悪いことはできませんみたいな答弁だから、これどっちか専門屋さん、だれかいいかな。

○好本説明員 専門屋さんありませんが、たゞいま副總裁の答弁いたしましたことを私はこういうふうには解釈するわけでございますが、まず第一に、先ほど御親切に御指摘いただきましたように、資金の大きな欠陥が生じまして、その対策としては減価償却費をいじつたところでその効果はないということを出しておるわけでございます。それから、その損益のいわゆる収支差額といひますか、利益金といひますか、あるいは欠損金といひ金額がふえたり減つたりということは、確かに結果的に生じます。

それからまた、株式会社の場合はそういう例があつたかあるというところは、私も十分耳にしておりますが、これはやはり株式会社としてはそういう必要性があるからその年にある程度、言葉は悪いかもしれませんが、若干筋を曲げてでもそういうことをするということもあるのかもしれない、副總裁が申し上げましたのは、われわれは株式会社でありませんので、利益金もこれは社外に流失することになります。配当も必要でない。したがつて、期間損益とし、期間計算としてできる限り正確なものをお示しして、しかも長い目で見て、長い間永続的に経営を行つて、国民の前に期間計算としてはできる限り正確に近いものを表示するという方が正しいのではないだろうか、したがつて、株式会社でとつておられるようなことはやはりとらない方がいいのではないかと考へておるという意味だと思ひます。

に、こういうような目標を立てるとするならば、そういう企業努力が必要だとするならば、私のような見方がある、こう言つてゐるわけですが、これはいいんだ、赤字になれば料金を上げてもらへばいい、そういうことだけで言うならば、これは定率の方が電電公社としては正しいからあくまでも押している、こういう見方もあるけれども、電電公社が赤字を大きく出した場合には、企業の経営者というものはこれでは首がよんになつてしまひます、そういうシステムを今度つくつたらどうかと思ふ。そういうことにするならば、何とかしてこれはやはり赤字にしなければいけない、こういう努力になつて、定率を定額に直すということも一つの手段として考へざるを得ない。赤字になればなつたで国会へお願いし、政府お願いし、料金上げて下さい、そういう安易な経営をやつてゐる者にはそういう発想が出ないかもしれないが、もし赤字の経営を何年か続ければ、それはもう経営者交代だ、こういう厳しいあれがあるならば、必ずそういうことも考へるのではなからうか、こう思ひます。このことは押し問答しても仕方がないからこれ以上続けませんが、公労法十六条の問題があるわけであり、その前に事務的にお尋ねしたい。

ことしの予算には定期昇給、ベースアップ等ほどのくらい計上されておるか。それから今度の仲裁裁定によつてさらに不足分はどのくらいになるか、先にそのパーセントと数字だけ言つてくださう。

○山本(正)説明員 お答え申し上げます。五十一年度の予算には五%の給与改善費といったしまして五百二十五億が予算として組み込まれております。それから近く出されるのであります。ところの仲裁裁定が、仮に四月二十二日の調停委員見解どおりだといひますと、私も電電公社としての所要額は約六百八十億でございます。○小沢(眞)委員 これは伝へられるところによる、政府は値上げが国会を通過するといふ条件のもとに仲裁裁定を承認してくれ、第十六条、こう

いう出し方をするといふのですが、政府はそういうように意思統一ができてゐるわけですか。

○松井(清)政府委員 仲裁裁定につきましては、現在公労委におきまして鋭意作業が進められてゐるところでございます。したがつて、まだその内容につきまして確定したものを承知してゐないわけでございます。裁定を出されました段階におきまして関係各省と協議いたしまして、その取り扱いを決定してまいりたいと思つております。

○小沢(眞)委員 私はこれは政治的な問題だと思ふので、新聞にはずつと前から出てゐる問題なので大臣に聞いておるわけなんですけれども、二十二日とかいつとか間違ひなく出てくる。国会の残された日は二日ばかりしかありません。こういうときに出されてくる。出されてから十日以内に国会に付議し、資金上予算上不足する場合には国会の承認を求めなければならぬ。ところが国会は、大臣も御承知だが、二十四日で終わる。最後の日に出席して、この日にばつぱつと議決してくれといふわけにはまいらぬと思ふ。そうすると、秋の臨時国会といへば十一月ごろ開くのが普通なんですけれども、一体その扱いはどうするか。これもさつきのあれと同じでどうするか。これは電電公社の従業員にとつては最大の関心事ではないかと思ふ。それをどうするか。それからさつきお尋ねをした条件つき、値が上がりなれば、資金上予算上どういふことにもならないからだめですといふ条件つきで出す方法が法律的にあるのかないのか。この公労法十六条といふのは、単純にそれだけでもつてイエスノーか認めてくれ、こういうところになつたし書きか何かをつけて、料金値上げをしなれば認められない、それも政府で出したものをまるまる認めなければと書くのか。半額でも認めてくれればと書くのか。一割でも認めてくれればと書くのか。ことしの十二月から認めてくれればと書くのか。六月一日でなければいけないと書くのか。その書き方は一体どうするか。これはさつきから言うように、十二月過ぎ一月ごろの公算が大だから、値上げの時期がどうでなければならな

いという問題もある。値上げの額が政府提案どおりでなければいけないということになるかもしれない。あるいは、さっき私は妥協案みたいなものを出したが、当面使用料だけでも、基本料だけでもよいし、そういう出し方もあるでしょう。いろいろ出し方があるが、まず最初にそういう条件をつけて公労法十六条の承認を求めるという条件のつけ方というのがあるのかどうか、そういうことも含めて、ひとつ……。

○松井清政府委員 先ほど御答弁申し上げましたが、仲裁裁定の内容がまだ確定していない段階でございます。したがって、いつ出されるかというところはいろいろ考えられるわけでございますが、仮にこの国会に仲裁裁定が出まして、公労法の三十五条あるいは十六条の関係によりまして予算上資金上支出が困難だという場合には、国会に付議してその承認を求めなければならぬという手続が必要であるわけでございますが、仲裁裁定の時期いかによりましては、今国会に間に合わないということもあるわけでございます。そのような場合には見送らざるを得ないというふうに考えております。その段階におきまして、次の臨時国会におきましてどういうふうな形で事由をつけて付議するかということに相ならうかと思っておりますが、そのことにつきましてはまだ確定を見ておりません。

○小沢(眞)委員 事務局は法律どおりのことを言っているのです。この問題には大臣答弁してください。値上げが十一月になろうと十二月になろうと、四月一日からという裁定であるならば四月一日からやるのか、あるいは値上げを認めてもらうて実施できる月からやるのか、いまのところは恐らく六月一日から上がるということになっているから、二月月のずれがあるから、十二月上がつても十月から実施できるというのか、八月ごろ値上げが認められればさかのぼって二月月のずれをそのままですならば六月から実施するということのか、その辺はどうお考えになつてゐるか。

○村上国務大臣 いまの段階ではまだそこまで検

討いたしてありません。

○小沢(眞)委員 大臣、内輪話をすれば、大いに電電公社の料金値上げを審議してもらわなければいけないから、質問してくれ、あしたでいいじゃないか、これは国会の終わりでいいじゃないかというのに、電電公社から郵政省、みんな飛んできて、どうしても質問してくれと言っているが、尋ねていることに何にも答弁できなければ、一体これは何のために審議をしてくれ、促進をしてくれと言っているのかわからない。答えられなければ答えられるまで質問はもうできぬということになつてしまふ。

○村上国務大臣 これはやはり政府全体の問題でもありますし、私がいまここで自分のこうだと思ふことだけを申し上げて、かえって禍根を残すおそれがありますので、いまの段階ではひとつ御容赦願ひたいと思います。

○小沢(眞)委員 副総裁にお尋ねしたいが、三十万になんかとする電電公社の労働組合の人は、うんと簡単に言えば、この値上げに賛成の態度なのか反対の態度なのか、これはどういうことでしょうか。

○秋草説明員 私は二十八万の労働者の長ではありませんが、これは推察でございますけれども、やはり事業で飯を食うという従業員の心境、本音は、電電公社の赤字を一刻も早く改善したいというのが真情だと思つております。労働組合の表面的ないろいろな御意見とかは、先生方十分御存じと思ひますけれども、私は真情はそういうふうにとつております。

○小沢(眞)委員 いやいや、これは労働組合じゃない人に労働組合のことを聞くのに、表面はどうあろうと真情はこうであらうというふうな推察をするのは、失礼なことじゃないかと思うのだが、私は文書が何かで運動方針なり何とか方針で出されたものがあるから、それをきかちと答えてもらいたい。どこか総務理事ですか、人事か職員の方から……。

○遠藤説明員 この答弁は、なかなか一歩誤りま

すと先ほど以上に怒られる可能性がありますので。先刻、勝間田先生の、社会党の御意向としていたいただきましたものをざっと通覧をいたしました。もちろん私も含めて公共料金というものはこれは物価というものが上がらないということ、これはだれしも思うことでございますが、いま副総裁が申しましたように、数年前公社の料金改定をいたしましたときの全電通なら全電通という組合の態度と、ことし特にこの国会にかかりましてから以後の組合の態度というものは、運動方針あるいはその後の先ほど申し上げました勝間田委員のあれを見ましても、私はこれは樂觀的かも知れませんが、絶対反対だということではない。もしあるならば、ああいうものを出しになることはなくて、絶対反対、はち巻きをして、かつてのようにピラをまくということだろうと思うのであります。そういううぐあいに受けとめております。

それからこれは個人的な問題になりますけれども、組織としてどうかという問題のほかに、組合員あるいは組合員外の方と話をいたしました。幸か不幸か国鉄というものが横におりまして、国鉄の労使関係というものを言いますと、やはり大きな一つの原因には、多年にわたつて赤字だったというところが一つあると思うのでございます。そういうものになりたくない、むしろ自分たちは現在生産性手当というふうな形で、一般の給与のほかに生産性を伸ばせば給与がさらにあれるという、単なる年功序列でなくて上がっていくという制度を十分取り入れてもらいたいということも言つておりますし、そういう面、いろんな方面から私はいまの副総裁の答弁を裏づけするものはあり得るんじゃないか。まあ大変歯切れの悪いあれですが、一歩誤ると危ないので……。

○小沢(眞)委員 先ほどの勝間田先生というのは、要約すればどういふことですか。それが一つと、いいんだ、推測とかそういうことはいいか、方針の中なんか紙に書いてあるのは、反対と書いてあるか賛成で上げてくれと書いてある

か、それをイエスカノーかひとつ言つてくれればいいの。推測とか本音とかたてまえたか、それは別で。

○遠藤説明員 これは昔のように反対とは書いてないのです。といつて賛成とも書いてありませんが、しかし、公社の料金の決め方は、今後こうあるべきだ、あるいは公社経営というものはこうあるべきだという具体的な御提案をいただいております。もちろん、きょうの屋ですから、まだ私もよくはつきりは見えておりませんが、ということは、数年前のように絶対反対という、もう引つ込めろ、この法案を引つ込めろということでもなく、また本日社会党の先生もお二人御質問いただきましたが、大体その線に沿つておられるんじゃないかと思つて理解をしておるわけでございますが、ですから絶対反対という御方針ではないんじゃないか。党の方針と組合の方針と確かに違ひます。しかし組合も大体その線は十分承知してはいます。さうでございますから、労働組合の諸君とはまださらに突つ込んで話をしてみなくちゃいけません。これ以上はひとつ御勘弁を願ひたいと思ひます。

○小沢(眞)委員 その問題はそれ以上聞かないが、私は副総裁にこういふことを言いたいわけ。自分たちのところの従業員に、値上げをしなれば赤字になるぞ、あるいはみんな生産性の向上に協力をして黒字にしようじゃないか。さっき大臣から答弁がないが、公労法十六条の問題で、六月一日から上がったならば四月一日からべアができるが、十二月上がつた場合にはいつになるかというふうな問題について答弁がないだけども、私は、この企業の中で働いている者として、あるいは企業の中の経営者として、自分の企業の中の経営者が国会へ出して国民に審議をしてくれというのととまるきり違ふ方針を従業員が持つていたら、実際はわれわれは審議のしようがないのです。自分の従業員にさへ説明のできない、自分の従業員さえ説得できないようなものを国会へ持つてきておれたちをどうやって説得するか、こういうふう

に私は言いたいわけですが。だから自分たちは一生懸命で企業を黒字にするように、生産性を上げるように努力をした。努力をしたけれどもなおかついけない。今度はその労働組合は本音だ、たてまえだなんて言わないで、胸を張って国民の前にぶら下げてもらっていいと思う。上げてもらわなければわれわれは食っていけないから、また電電の経営の未来というものは危ないからやめてもらいたい、こういうのが素直であつたまえのことだと思ふのです。したがって、私は経営の立場から言ふならば、自分のところの従業員さえ説得してないのか、こういうことを私はまず聞きたいわけですが。そこに職を奉ずる者が、会社が、当局側が値上げしてくれと言ふのにまきり違ひ方、そんなものは反対だと言つていたらわれわれも審議のしようがない。国民に説明のしようがない、こう思う。どうでしょう、これは。

○秋草説明員 全く先生のおっしゃるとおりだと私は思ふ。先ほど遠藤君も答弁申し上げましたように、労働組合に対してはさういふ団体交渉を通じ、また陰になり、いろいろあの手この手で手分けしていろいろよく説明しました。いろいろな方、企業に対する誤解もございます。認識不足もございます。われわれは毎日そういうのを専門的に調べて経営というものを考えておりますが、労働者の立場はやはりそういうことをやる立場ではございませんで、多少説明すれば納得する点もございます。ただいまのところは労働組合全員の真情というものはやはり赤字は早く解消しないといけないというのを思つてゐるのではなからうか、私はこういうふうに思つております。ただし今日まで労働運動、ことに公労協というものはやはりかなり政治的な動きを持っておりますので、一面たてまえと実際という形になると思ひますが、まあ急には経営者と一緒になつてピラを配つて値上げ賛成というわけにはまいらぬと思ひますが、確かに自分の職場が経営がうまくないというところはやはり収入にも徐々に響いてまいりますので、その点は十分承知してきてゐるのではな

からうかと思つてゐます。

○小沢(眞)委員 私は、これをこれ以上質問しようと思ひません。

ところで、なるべく早くやめたらどうかという御意見が方々からあるようですから……。ただこのことは、私が電電公社の経営を見てゐると、こういうことをどんどん進めていけば赤字になる、そういうことを承知してどんどん進めてゐる。たとえば先ほど来質問があるように、住宅電話というのはコストは四千五、六百円でしょいか。そうですね。それで収入はひどいになると千円以下。だからそういうものはなるべくこれはどんどん設備しない方が電電公社としては黒字でやつていくわけですよ。だから設備料というものを高くして片方においては建設費を賄ひ、そしてある面においては赤字になる要因のものをなるべくつくらぬようにする、そういう経営努力が私はないような気がする。どうしてもないような気がする。たとえば今度の設備料の中でも多数共同、これは一万円が一六千円か、幾らでもつければ、幾らでもつければ、そのコストも四千六百円の四分の一だ、五分の一だということにはならぬと思ふ。一般住宅用は今度は八万円にしようというわけだ。多数共同でほとんど電話をつけるのは、今度は一六千円にしようというのですから、五分の一ですか、五分の一の値段で電話をばんぼんつけさせるようなことをしても、そのコストは単独の電話は月に四千六百円かかる、それで多数共同の電話をその五分の一で、五、八、四千円、八百円ばかりで済むか、絶対済まない。どうしてそういうように、この設備料の出し方一つを見ても、ほとんど赤字になるような要因をみずから推進していくか。これは経営に対する根本的な批判をしなればいけない面ではないか、私はこう思ふのです。

【三ツ林委員長代理退席、委員長着席】

もう一つの面から申し上げると、おとしの暮れの十一月ごろ値上げの原案みたいなのは、使つても使わぬでも二千円取りましょう。これは

四千何百円かかるから二千円取りましょう。なるほど私は、経営という原価主義の立場から言へば一つの見方だと思つてゐた。ところが今度は、それにかわるものとして基本料を上げてきてゐる。私はそういうふうに変つてきてゐると思ふ。ところが基本料の取り方においても、度敷料金局が一級局から何級局まである。一級局から何級局まであるのに、どうして基本料金の性格のものに格差をつけて、コストの高くなる、そういうようなところの使用料というものを安くして、いくのか。コストの安くなるようなところのものを安くしてゐるというなら話はわかるのだが、二千円パーで取るよりは、今度のやり方が、コストの高くなるようなところのものを逆に安くして、コストの安くなるようなところを高くしてゐる。

私は、使用料から見てもそうだ、設備料から見てもそうだと思う。だから経営というものを黒字に何とか持つていつて、原価主義でやらなければいけない。これは経営者としての厳しい姿勢、こういうものが貫かれていないように私は思ふ。福祉電話みたいなものをやることは結構です。これは悪いことだと言わない。しかし、そういう福祉政策を電電公社は請け負つてやるというならば、またこれは別の話だと思ふ。こういうことをやることを私は悪いと言つてゐるのではないが、まずまず赤字になるような要因のものにほとんど事をやつてゐる、こういうふうに見えてどうしてもしようがない。経営の基本について、これは副総裁から……。

○秋草説明員 大変むずかしい話でございすが、私どもの公社の性格というものは、設立以来公益性というものを頭から貫いて、その上に立つて経営的に、能率的にやるといふ大使命があると思つております。いままでの事業の過去を顧みましても、現在全く収支の合わないところもやるといふことは当然な使命であつて、これは私企業と違ひ大きな公社としてのあり方だと思つて、日本全国の加入者、いろいろ分けますれば山村僻地、農村、漁村、当然これはペイいたしません。非常

な赤字であります。電報はもちろんのこと、それから住宅用から企業用を考えれば、住宅は軽くして企業に重くする、これは当然だと思つておりまして、いままでこれが余りに差が大きい。住宅電話の赤字を上げて、企業用でカバーする、これは歴然たる数字をもつて証明できるわけで、その点を少しこれから補つていただくという意味で基本料を上げてゐる。度敷料はみんな共通でございませうけれども、余りにも大きな格差がある。言うならば、私は電電公社の企業はきつめて福祉型な事業をもうすで五、六年前から突つ走つてゐるのだというふうに自負してゐるのであります。確かにもう一歩いままの共同電話とかいろいろな施策を経営的に考えれば、もう少しきめの細かい配慮はできますが、また一面、国民の消費者あるいは需要者から見ると、もっとも企業用に厚くかぶせて住宅なり庶民を救へという御意見もございします。この辺のバランスをどの辺に求めるかというところが一番大事だと思つてゐまして、今度の法案もそういう点を篤と御審議いただいて、いまの時点では御提案申し上げてゐる案件が一番いい案だ、またこれ以上もう変えられないかという、これは将来の課題として先生の御意見等もしんじやくしたいと思つております。

○小沢(眞)委員 ちょっと納得いかない点があるし、答弁がちやうどぐんぐんになっていきますから、だれか事務当局で、局長でいいですから答えていただきたいと思ふ。度敷料金局の一級度敷料金局は、事務用の千四百円、住宅用の千円、こうなつてゐるわけですか。この一級度敷料金局と五級度敷料金局とはどういふ違いがあるのですか。そうして一級度敷料金局が今度は千四百円になるのだが、五級度敷料金局は二千六百円という、これは加入者数か何かだと思ふのですが、これは原価主義か何かの上からこういう開きがあるのか、それをお尋ねしたい。

○遠藤説明員 これはおっしゃいますように、コストの面ではなくて、加入者数によつて従来からずっと五級局に割り当ててきたものであります。

そうして従来いろいろのをやっておったわけですが、御案内の広域時分制にいたしましたときに、級局のあれを加区域ごとに取りのではなくて、単位料金区域ごとに取ります。広いやつですね。そういうぐあいに中身は変わっておりますが、基本的にはその加入者数によって五段階をつけておるわけでございます。したがって、先ほど先生が……

○小沢(眞)委員 一級局は加入者は幾つ、五級局は幾つ、それをちよつと教えてもらいたい。

○玉野説明員 お答え申し上げます。

五級局は一番大きいところでして、四十万以上になっております。一級局は八百未満でございます。

○小沢(眞)委員 総裁、聞いてください。一級局敷料金局で加入者が八百未満のところの使用料は千四百円で、五級局という四十万も加入しているところの設備料は二千六百円、コストからいくとこれは逆ではないかと私は思う。八百くらいしか加入しないような過疎の地域においては私はむしろ建設費は高くつくし、コストも高くついていると思う。四十万も入っているところは逆にコストは安いのではないかと、こう思う。だからその逆にしろとは私は申し上げないけれども、何でこんなに複雑に一級料金局から五級料金局まで使用料に区別をつけなければいけないか。私はそこが納得がいけないわけです。

○遠藤説明員 その点は私も案をつくりましますときも、あるいは郵政省にそれを申請いたしましたし、郵政省と御協議をいたしましたときも一つの問題で、十分討議をいたしました。確かに、コストの面ではございませうが、コストの面を離れまして、効用という面からいまして、基本料というものと通話料というものとでコストを回収するといったときに、たとえば東京のように、三百万の加入者と最低料金で通話ができることに、それから地方のように、仮に単位料金区域内と言いがら、一万とか二万とかいうところでは効用面で相当差があるということで、これを逆転さすある

いは一本化するというののも一つの案かも知れませんが、やはりこれは当面このまま残しておこうじゃないか。というのは、実は人口の増加あるいは加入者数の増加によりまして一級局から五級局まで分かれておりますけれども、年々歳々単位料金区域内の加入数がふえますから、自然増といいますが、自然に上に上がっていくわけですね。たとえば一級局のごときものは、数字ははっきり覚えておりませんが、最近では微々たるもので、やがてそのうちに五級局と四級局に全国がほとんどしぼられる、九〇%までがそうなる、そういう形の方が、いろいろあちこちで値上げをいたしましてお怒りを買うよりは、自然な形で自然増を待たう方がいいのではないかと、私どももその案を出したわけでございます。しかし先生のおっしゃる、コストだけから見ますと、確かにそういうお考えのあることはわかります。しかし、その考えではなくて、効用面からそういうようなぐあいのことを考えたということでありま。

それから、ついででございますが、もう一つ先生が先ほどおっしゃいました点で、総裁も答えてましたが、公共性と収益性ということの中で、私どもは住宅電話をとめてしまえば、これは変な話ですが、よほどばかでも公社の経営というのにはできるわけです。しかし、やはり公社というものがあろう、あるいはこれが独占であれされておるの、そういう過疎地域の電話もつけていくということでありま。現にアメリカあたりのような民間会社でも住宅電話がどんどんふえていく、その中で企業努力をして、電話を便利なものにするということによって経営を安定化していつておる、その努力をやれば私どもはやつていかないと、先ほど申し上げた公共性と収益性ということがわれわれに課せられた任務だ、その自信もございませう。それで、ただここで基本料を倍に上げていただきますと、基本料というのは固定収入でございますから、外国に比べまして現在日本は固定収入が総額の中の二〇%程度にしかならないのですが、アメリカあたりでは四〇%になっておりますが、これを倍にさせていただきますと、三〇%が固定収入で入ってくる、残りの七〇%の従量制といひますか、通話料をわれわれの基本的な努力によつてやつていけば、公共性と収益性はここの間の間は額に汗をして私どもが何とか国民の期待にこたえていくことができるのじゃないかということで、この案を提出しておるわけでございます。

○小沢(眞)委員 あと一点だけ質問します。この問題については、後でまた時間があればさらにお尋ねしたいわけですが、前々から私は提唱しているのだが、これだけ赤字になる電報、しかもその必要性というものは、「チチキトク」式のものには伝えられるところによると二、三%になった、あとは不必要なものなんですか。だから、この電報を廃止することによって電報公社は赤字を少なくさせることができる、これはあたりまえのことだと私は思うのです。だから、これについて私は激変緩和で、たしか電報公社二万人、郵政省で八千人いるというのですから、それを一気にやることはできないのだけれども、少なくとも三カ年計画とかそういう計画を立てて、これをやめる方向に持っていくなければ、収支率十三倍、いま電報を百円とすると千三百円もかかる電報を、しかもこれは何で電報公社が持つていなければならぬか、私はたしか自民党の通信部会でもそういうことを主張する人もいたと聞くのだけれども、そうならば、これを一気にやめるといふのは大変な問題になってしまふから、たとえば都会だつたら電報なんて必要ないのですよ。それから集団電話や何かをやることは電報は必要ないと思ふのですよ。あるいはまた、できるだけ職員とか郵政省に委託するのを年次計画でやめていつて、これはだれか特定の人に請負をさせてやるとか、ある程度の計画を持つていかなければ、これは人の問題ですから、大変な問題となると思ふのです。それをいたすにただ電報を二倍、三倍に上げますというものは、私は大変経営としても能のない話だと受けとめざるを得ないわけです。これは検討の過程なり何なり、そういうことを検討され

ましたか。
○遠藤説明員 お答えいたします。いま先生のおっしゃいました百円の電報が千三百円になるというのは、たしか料金水準で五十二年ぐらいにそうなるのでございます。現在四十九年でたしか百円に対して九百四十円でございまして、大体二百円ずつくらい悪くなつていまして、というの、電報はほとんど配達に大きな経費がかかりまして、あとの経費はほとんど合理化してしまつたわけでございます。そこで、私どもも七〇〇ないし九〇〇という現時点の収支率を少なくとも昭和五十四、五年ごろまで維持するというために、二倍、三倍に上げていただいたわけでありまして、その間に、いま申されました電報の合理化というものと真剣に五ヶ年計画を立てて取り組んでいきたい、こういうぐあいに考えて、現在成案作成中でございます。

この場合一番考えなくちゃいけませんのは、やはり人の問題でありますから、労働組合と配転、職転その他について考える、協議を十分やらなくては行けない。もう一つは郵政省の問題でありまして、郵政省の方は、私どもの方で無理無理改式などをお願いしてつて、そのために人が浮いてくる、さらにここで電報を急激な合理化をいたしますと、郵政省としても大変お困りだろと思うので、労働組合と郵政省と両面の方に十分お話をしながらやつていくつもりであります。そのやり方としては、先生御案内のように、まず現在の電報は通数が減りましたが、現在時点で恐らく七割近いものが慶弔電報でございます。慶弔電報というのは果して電報か、通信か、儀礼的なものか、公共料金かということになると問題があります。これはまあ一番大きな問題で、恐らく三倍になれば相当これが削減されるということも予想しております。

それで、縦割方式といひますが、先生御提案のように都会あたりでやめていくという形でございませうが、電報のようなものは発信と配達までの一つの作業がございまして、それを東京なら東京

で全部やめてみしても、田舎で打った電報が東京へ来るというのを考えると、そういうやり方よりは横割方式で、現在のサービスを、電話がこれだけ発達してきたし、それから現在の電報のサービスというのはよく考えてみると、かつて郵便が非常によかった時代の基準にさらに記録性と迅速性ということをつくられておられるのですが、現在の郵便のサービス状況に合わせてこのサービスレベルを一応下げていく、下げていくと言うと語弊がありますが、たとえば夜あたりはだんだんやめていくとか、翌日配達にするとか、そういう形でもってサービスレベル全体を逐次下げていく、その中でいま申し上げたような形で人をうまく配転あるいは職転をしてやっていく、そして五年ぐらい後には、今度の料金改定であれされた七〇〇%ぐらいの収支をさらに低下するようにしたい。最終的にはやはり、基本的電報というものはある意味では廃止をされ、ほかの手段に変わっていくと思えます。その時期は恐らく五十四年以降になると思うのですが、まあ言われるテレメールでありますとかそういうようなものに変わりますか、あるいは「チチキトク」あたりも——外国の電報で夜開いているのはアメリカあたりでも数十局なんです、日本みたいに二千局も開いてはいません。そういうところはやはり「チチキトク」であっても、警察の方にはお願いをして、警察の方から電話がなくても走っていただく、そのために警察に委託料を払うとか、そういうようなことも考えていきたい、こう考えております。

○小沢(員)委員 電報その他についてもまだ納得をしませんし、われわれもわれわれなりに考えているから、また機会を見て質問をする、こういうことにして、きょうは打ち切りたいと思います。

○伊藤委員長 志賀節君。

○志賀委員 ただいま小沢委員から御質問がございましたが、電電公社の職員労働組合の人たちは今回の値上げに対して賛成なのか反対なのか、こういうお話でございました。

実は私のところに、私だけではないと思うので

ありますが、電電公社の下請の企業体の方たちが何とか早期にこの法案を成立させてほしい、こういう御要望、御陳情においでになりました。私は、この法案を成立させるもさせないも、これは選挙にたてて恐縮であります、選挙を本当に闘い抜くためには自分の後援会が火の玉になる、そのことが大事なことでありまして、やはり電電の内部がこれに対してそこを来すようなことがあつてはならないのではないかと、しかも、私どものところに見えたその企業の方々というのは中小企業であります。野党の方々がかねてからその育成保護を求めておられる中小企業であります。この中小企業がこの法案が不成立に終わった場合にはいたく手傷を負うのでございます。そういう意味におきまして、私はこの法案成立に対する電電それ自体の姿勢というものを——外の人それぞれ応援が一生懸命になっているのに内部が不統一である、これはいけない。この点について、副総裁のお気持ちをおたのしみしたいと思います。

○秋草説明員 今度の料金案を国会で通過させなければならぬという信念は、私どもでは社内一致して日夜努力しております。これは言葉で幾ら申し上げても済みませんと思ひますが、問題は従業員が余り関心を持っておられぬやないかという意味だと思つておりますが、これは先ほど小沢先生の御質問に答えて、従業員も、一応たてまえと実際というふうなものも公労協のいろいろな動き方等を見ておわかりと思ひますが、現在の時点ではかなりこの問題に対しては真剣に考えて、われわれと裏ではいろいろ折衝しております。ですから、その点は私どもは管理者あるいは経営者と全く同じレベルで従業員が考えているとは思ひませぬけれども、やはり総裁以下全部がこの問題を早く解決して明るい経営にしたいということは当然持つておると思つております。

○志賀委員 私見でございますが、戦後の敗戦の荒廃の中から奇跡的な復興を遂げたこの日本が、その勢いに乗つて高度経済成長を遂げて昭和四十八年の年末の石油ショックまで、これがいわば第

一段階であつた。これはほとんど物質的な、極端な物の言い方をすれば横切面を張れば何とかなるような時代であつた。ところが、それ以後はいわゆる低成長と申します、安定成長と申します、こういう時代に直面してこれから抜け出ることができない。先ほど企画庁の方から大体六%程度の成長を見込む今後の経済計画のお話もございました。私は、六%でも先進国の成長率からすれば著しくこれは有利な成長率だと思つたのでございますが、しかしいままでの繁栄にわたればわれわれ日本人にとっては、もう一歩何か繁栄が足りない、そういう気持ちを否めないと思つております。

そういう時代にこれからの経営というものが、これは政治も同じでございますけれども、最も重視をしなければならぬのは心と申します、精神の問題。いわゆるこれから第二期に入ったわれわれの時代は、この精神を、心を重視しなければいけない。その古来不變の原理だと思ひます。は、信賞必罰が厳になされることだと思つております。この信賞必罰が行われて初めて組織体というものは生き生きとした、躍動した組織体たり得ると思つております。しかしながら、その信賞必罰について、私はかねてから電電公社の今日までの経営においてそれが厳に行われてきたかどうかを危ぶむ一員でございます。特に私は国鉄等と電電と、たとえば処分問題等についても平仄を合わせなければいけないうようなお話をしばしば耳にいたします。しかし国鉄というものはあききモデルでありまして、いまのような状態になつていけるのは何よりもあききモデルで、この国鉄の轍を踏まないようにするのが電電の今後とも使命だと思ひますので、同じようなことを信賞必罰において行ふということは理が通ります。そこで、この信賞必罰について、いま総裁がおられますので、電電の最高の地位におられます副総裁秋草さんの御意見を再び承りたいと存じます。

○秋草説明員 労働組合員に対するたゞ重なる処分の考え方は、私どもの総裁がいつも申しております

ます。とおり、終始一貫わが公社の自主性と公社総裁の考え方というものを貫いて、だれにも御指示なり相談を受けたことはございません。ただ、郵政大臣だけに処分は四、五日前には必ずこういうふうによらしてほしいという報告なり了承を求める。また、郵政大臣から何らそういうもつと軽くしろ、重くしろという御指示もございません。これは各企業体一貫したやり方だと思つております。その証拠には、その処分内容もかなりみな違つておまして、私どもは先ほど先生おっしゃったように国鉄に合わせるということとは毛頭考えておりません。

○志賀委員 大臣、いまのことについてでございますが、国鉄よりも電電の方が処分問題で突っ走つてはどうか好ましくない、かえつて抵抗が出るなどというような声をその際に私は仄聞するのでありますが、そういうことについて、大臣もまた副総裁が言われましたように、そういうことは一切念頭に置かないで独自性ということでおられるのか、今後ともそのお気持ちでおられるのか、その辺を承らしていただきたいと存じます。

○村上国務大臣 電電のストに対する処分につきましては、総裁から相談がありました。しかし、それは私も妥当なものであるというように考えまして、電電公社の自主性をどこまでも尊重してまいったつもりであります。

○志賀委員 最後に、これは直接電電の問題とのかかわりから離れるわけでございますが、今後のこともござりますので、これはお願いでございますが、実は前回松浦利尚委員から、志賀の質問はこういうことであつたけれどもどうではないかという御趣旨の御質問がありましたのに対して、私は、いやそういう事実はないという、いすに腰かけているの反論をしたわけでございます。それは、私にも実は落ち度があつたと思つておりますが、その前に阿部末喜男委員が御質問をなされました。その際に、実はまだ議事録の印刷ができておりませんで、そのために、私は志賀委員がこういうことを言つたけれども云々というお話

に対して、ああおれはそういうことを言ったのかなという気持ちからにわかにそれに対して反論することは差し控えて、そして今日まで印刷物のでき上がってくるのを待っておたわけでございます。私があえてこれを申し上げますのは、そういう一つの御認識の違いを土台として質問をなされますと、その先の議論が若干異なってくるといけないと思ひまして、これは今後も公衆電気通信法のこの法律案の審議をめぐって出ることが——同じようなことがあつてはいけないという転ばぬ先のつえから申し上げるわけでございます。

二点ございますが、第一点はNHKの報道の偏向について私が問いただして、それに対してNHKの会長が、管理システムを強化するんだ、こういうようなことを即座に答えたではないか、こういうことに対して阿部委員からの御指摘でございましたが、見てみましたら私の発言の中ではそういう言い方にはなつておらないわけでございます。その点は、現場の者が書いたものがすぐ報道されるようなことであつては非常に寒心にたえないから、そのチェック機関というものはないのだから、こういうことを私は聞いておるわけでございます。

それからもう一つは、私は一度もNHKの職員の給与が高いということは言つておらないわけでありまして。ところが阿部委員は、どうもNHKの経営が非常に苦しい内容の一つに職員の給与が非常に高いのではないかと、質問を私がした、こういうふうにございます。私はそういうことを一言も言つておりません。でございますから、そういうような質問の場合に今後も行われてはいけないことだと思ひますので、ひとつ質問者の発言を十分正確に踏んまえての御質問を今後なされることを強く希望いたします次第でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長 次回は明二十日木曜日、午前十時半理事會、同十一時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後六時三分散會

通信委員会議録第四号中正誤

ページ 段行

誤

正

- | | | | | | | |
|---|---|---|---|----------|----|----------|
| 二 | 二 | 未 | 私 | 誤 | 私は | 正 |
| 七 | 三 | 末 | 五 | 心 | よく | 快く |
| 三 | 四 | 末 | 七 | まれ | | また |
| 三 | 三 | 八 | | ならなければなら | | ならなければなら |
| | | | | ない | | ない |